

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年9月9日（火曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

1) 議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、都市民生委員会所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 文 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
稲 田 信 一	こども家庭課長	鈴 木 尚 美	児童保育課長
佐 藤 友美代	高齢介護課長	本 間 健 史	健康づくり 推進課長
秋 本 悟	国保年金課長	飯 塚 保	課長補佐兼 生活支援係長
島 田 久 嗣	こども家庭係長	高 田 利 泰	児童保育係長
間 篠 雄 介	高齢福祉係長	齋 藤 知 宣	健康づくり 推進係長
山 畑 佳 菜	後期高齢年金 係長		

事務局職員出席者

岡 田 光 弘 総 務 課 長

午前 9時30分 開 会

○中島直樹委員長 おはようございます。

ただいまから都市民生委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りします。本委員会の日程は、お知らせの日程によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 異議なしと認めます。

よって、お知らせの日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 改めましておはようございます。健康福祉部長の須永でございます。本会議では大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日は、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、健康福祉部所管分の事務事業に関する審査をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、あさって11日は議案第42号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算ほか2議案、12日は議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例ほか2議案についての審査をよろしくお願いいたします。

それでは、私から説明のため出席しております職員を紹介いたします。

社会福祉課長の一ノ瀬です。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 一ノ瀬です。よろしく申し上げます。

○須永正弘健康福祉部長 国保年金課長の秋本です。

○秋本 悟国保年金課長 秋本です。よろしく申し上げます。

○須永正弘健康福祉部長 高齢介護課長の佐藤です。

○佐藤友美代高齢介護課長 佐藤です。よろしく申し上げます。

○須永正弘健康福祉部長 こども家庭課長の稲田です。

○稲田信一こども家庭課長 稲田です。よろしくお願ひいたします。

○須永正弘健康福祉部長 児童保育課長の鈴木です。

○鈴木尚美児童保育課長 鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○須永正弘健康福祉部長 健康づくり推進課長の本間です。

○本間健史健康づくり推進課長 本間です。よろしくお願ひいたします。

○須永正弘健康福祉部長 それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 改めまして、社会福祉課長の一ノ瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼生活支援係長の飯塚でございます。

○飯塚 保課長補佐兼生活支援係長 飯塚です。よろしくお願ひします。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 それでは、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算について、別冊1、歳入歳出決算事項別明細書の54ページになります。

第3款民生費、第1項社会福祉費から社会福祉課所管部分について順次説明申し上げます。

初めに、社会福祉総務費について主な項目を説明いたします。

まず、社会福祉一般経費、第12節委託料373万9,755円ですが、心配ごと相談業務委託料や社会福祉法人指導監査支援業務委託料、生活困窮者子どもの学習支援業務委託料などとなります。

55ページに移ります。

学習支援業務は、生活困窮世帯等に属する小学生、中学生、高校生の学習支援をはじめ日常生活の改善や居場所づくりを行うことも目的とした業務で、NPO法人羽生子育てサポートキャロットに委託したものととなります。財源として国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金となります。

それから、第19節扶助費、住居確保給付金45万2,000円ですが、離職または廃業等から2年以内で、経済的に困窮し住居を失うおそれのある方などに、当面の住宅及び就労機会の確保に向けて家賃を補助するものとなります。財源として国の生活困窮者自立相談支援事業費等補助金となります。

続きまして、社会福祉団体等助成事業についてご説明申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金6,351万7,450円でございますが、全て団体への補助金でございます。主なものといたしましては、社会福祉協議会の補助金5,004万2,000円となります。社会福祉協議会の運営及び活動を支援するための補助金で主に協議会の運営に要する人件費となります。

56ページに移ります。

続きまして、自立支援給付費等事業17億3,525万6,101円について説明申し上げます。

こちらは障がい者の方に実施した福祉サービス等の経費でございます。

第12節委託料1,942万3,528円でございますが、主なものといたしまして委託料の上から3つ目、意思疎通支援事業委託料449万1,000円は聴覚障がい者の方などの社会生活を支援するための手話通訳者等を派遣する事業となります。

上から4つ目、障がい者就労支援センター業務委託料144万7,086円、それから、6つ目の障がい者相談支援事業委託料630万5,567円は、身体、知的、精神それぞれ障がいのある方などから様々な相談に対応する事業を、社会福祉法人に委託して実施したものとなります。

また、一番下の基幹相談支援センター委託料308万880円は障がい福祉に係る市内事業所への定期巡回や日常的な相談受付、困難なケースの助言など相談支援等の中核的な役割を担うものとして、社会福祉法人に委託して実施したものです。

障がい者就労支援センター業務の委託先は共愛会、障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター業務の委託先は共愛会と幸生会で、この3つの事業は加須市、行田市と3市共同で行なっているもので、記載されている金額は羽生市の負担分でございます。

次に、委託料の下から3つ目、自立支援給付等システム改修委託料242万円ですが、こちらは国の制度改正に合わせてシステムを改修したものとなります。

57ページに移ります。

続きまして、第19節扶助費16億9,301万4,321円をご覧ください。

こちらは主に居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援などの、障がい者の皆様が福祉サービス事業所において利用した様々なサービス利用料の市負担分となっております。この中で主なものですが、生活介護費4億2,395万7,958円は常時介護を必要とする障がい者の方に、障がい者施設において通所または入所により入浴、排せつ、食事などの介護や援助を提供するサービスとなります。

それから、施設入所支援費1億5,030万3,439円は介護を必要とする障がい者や自立訓練などを利用している障がい者の中で、単身生活が困難な方または通所が困難な方に夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスとなっております。

それから、就労継続支援費2億8,521万9,533円は障がい者の方に就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じ知識や能力の向上のために必要な訓練を提供する事業となります。

共同生活援助費2億7,672万6,171円は夜間や休日に共同生活を行う住居としてのグループホームでの入浴、排せつ、食事の介護を行う費用となっております。

少し下に移りまして、放課後等デイサービス費1億4,727万4,195円、こちらは就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進する事業となります。これらの主な財源として国の障がい者自立支援給付費負担金が事業費の2分の1、県の負担金が4分の1となっております。

58ページに移りまして、一番上の部分、第22節償還金利子及び割引料でございますが、こちら1,832万3,053円は、令和5年度分の扶助費の実績に基づく負担金の確定額と既に国及び県から交付された負担金の差額分の返還金となります。

次に、障がい者支援事業1億6,261万7,194円ですが、こちらも障がい者福祉サービスに関する経費でございます。自立支援給付費等事業とは補助金制度が異なるため別建てとなっております。

第12節委託料179万7,501円ですが、こちら主なものとして重度心身障がい者医療費審査支払手数料140万3,509円、こちらは埼玉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対し重度心身障害者医療費の審査等委託料となります。

次に、第19節扶助費1億5,929万5,607円ですが、こちらのうち主なもの

として重度心身障がい者医療費助成費1億542万4,517円、こちらは対象の方が医療受診した際の自己負担分を助成したものとなります。財源は県の重度心身障がい者医療費補助金として補助率は2分の1となります。

続きまして、一番下の物価高騰対策給付金事業2,570万2,445円について申し上げます。

この事業は令和5年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を追加的に拡大し、住民税非課税世帯等へ1世帯当たり7万円を追加支給したものとなります。令和5年度に予算化されたものでございましてその予算を一部繰り越して実施したものととなります。

58ページの下のほう、負担金補助及び交付金2,485万円でございますが、こちら355世帯分の給付額となります。

続きまして、物価高騰対策給付金事業（均等割のみ課税世帯）1億2,881万8,633円について申し上げます。

この事業は物価高騰の影響を大きく受ける住民税均等割のみ課税世帯等への生活支援として、1世帯当たり10万円を給付したものです。こちら令和5年度に予算化されたものでありましてその予算の大部分を繰り越して実施したものととなります。

59ページに移りまして、第18節負担金補助及び交付金1億2,470万円でございますが、こちら1,247世帯分の給付額となります。

続きまして、物価高騰対策給付金事業（新たに住民税非課税となる世帯）9,953万688円について申し上げます。

この事業は令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯等への生活支援として1世帯当たり10万円を給付したものととなります。

第18節負担金補助及び交付金ですが、こちらは941世帯への給付金となります。

続きまして、物価高騰対策給付金事業（令和6年度非課税世帯給付追加分）1億4,392万9,968円について申し上げます。

この事業は物価高騰の影響を大きく受ける非課税世帯への生活支援として1世帯当たり3万円を給付したものととなります。

なお、受付期間を令和7年5月31日までとしたことから予算の一部を令和7年度に繰り越しております。

60ページに移りまして、第18節負担金補助及び交付金1億4,148万円ござ

いますが、こちらは4,716世帯への給付額となります。

次に、76ページへ移りまして、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費についてご説明いたします。

77ページに移ります。

生活保護総務一般経費1,683万5,325円についてご説明いたします。

一番下のほう、第12節委託料799万8,721円でございますが、上から2番目、生活保護システム等保守委託料407万5,500円、こちらは生活保護費の計算、経理処理、医療保険、介護保険の発行業務等を実施するためのシステムの保守委託料となります。

次に、生活保護システム等改修委託料209万円でございますが、こちらは国の制度改正等に合わせたシステムを改修したものとなります。

78ページに移ります。

続きまして、第2目扶助費についてご説明いたします。

生活保護費9億9,043万4,964円ですが、19節扶助費9億7,103万1,799円は生活保護費として支給したものとなります。

なお、令和7年3月31日現在における羽生市の生活保護受給者は463世帯、585人となっております。

この扶助費のうち額が大きい主なものを申し上げますと、まず生活扶助費2億8,003万6,893円、こちらは日常生活のための食費や光熱費等に充てる費用となります。

続いて、住宅扶助費1億5,327万997円は賃貸住宅の家賃等に充てる費用となります。

続きまして、医療扶助費4億5,069万4,571円、こちらは病気やけがをした場合などの医療費などに充てる費用で、こちら医療扶助費は当事業の扶助費において46.4%を占めております。これら扶助費の主な財源として国の生活保護費負担金が事業費の4分の3となっております。

第22節償還金利子及び割引料1,940万3,165円は、令和5年度分の扶助費の実績に基づく負担金の確定額と既に国及び県から交付された負担金の差額分の返還金となります。

少し戻りまして、18ページに移ります。

こちら生活保護事業に係る歳入、生活保護費返還金でございますが、調定額7,225万8,330円のうち、196万9,636円を金銭債権の消滅時効の完成により不能欠損処理いたしました。生活保護費返還金は非保護世帯において保護決定後に財産があることが判明した場合や収入の未申告が出た場合などに、その財産、収入の範囲内で支給済みの保護費の返還を請求するものとなります。

公債権は消滅時効が完成すると援用を要せず自動消滅となりますが、近年、生活保護費返還金について時効が完成しても不能欠損処理がなされておりました。今後不能欠損処理を適切に行いまして債権管理の適正化を図ってまいります。

78ページに移ります。

一番下の災害救助費88万6,363円について説明申し上げます。

こちら第18節負担金補助及び交付金の補助金、り災者応急住宅費補助金24万円は建物火災により住宅を失った市民が賃貸住宅を借りるための補助金となります。

79ページに移ります。

こちら扶助費でございますが、火災の見舞金等として60万円を支給したものととなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

松本委員。

○松本敏夫委員 今、課長の説明だったんですけれども、生活介護費で4億2,000万円の大きなお金が計上されているんですけども、これはどういう条件で、どういう条件に当てはまった方の人数か、それを出しているのか、ちょっと教えてください。決算だから、歳出のほうですよ、これ。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 障がい福祉サービスの生活介護費ということでよろしいでしょうか。

こちら生活介護費として約4億2,000万円ほどとなっておりますが、こちらは利用した実人員としては145人となっております、延べ日数で申し上げますと、3万650日となっております。

こちらのほうは年々ちょっと増えている状況でございます、昨年度よりも

1, 000万ほど決算額としては増えている状況でございます。

以上です。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 145名でこれだけのお金を使うのか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらが常時介護を必要とする障がい者の方となっております、障がい者支援区分のほうも高い、6段階の3以上の方が主な対象となっております、かなりその時間数としては長い時間必要となるサービスでございますので、どうしても金額としては高くなっていくものとなっております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほぼ寝たきりのような感じの人が多いんですね。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 そういった方もいるようなサービスとなっておりますので、どうしても1人に対するサービスの量が多いものとなりますので、ちょっと金額のほうが大きくなるものになります。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 毎度、毎度生活保護のところちょっと質問させてもらうんですけども、決算で、私10億円超えちゃうかなと思っていたんですけども、ぎりぎり10億円を超えないで約9億9,000万円でどうにか大丈夫だったのかなと思うんですけども、その中で人数を教えてくださいなんですが、抜け出せた方と新たに増えた、生活保護を受けるようになった方の世帯数やら、人数やらの詳細を教えてくださいなんですが。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 令和6年度におきましては、新しく開始された方が91世帯、一方で廃止となった世帯が88世帯という形になっております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 やはり88世帯の方は自立していただいて、行政のほうの協力があって自立していただいたのかなと思うんですけども、新たに97世帯の方が生活保護を受

けることになってしまったということで、結局プラスになってしまったと、ちょっと残念なんですけど、できるだけ自立できるようにしていただければと指導のほうをしていただければと思います。

もう一つ、その生活保護の中で、やはり課長もおっしゃっていたんですけれども、医療費が非常に大きいと、この医療費を減らすということはできないでしょうか。いろいろほかのいろいろな事例を見て、私もそんなことあるのかなとか思うことがあちこちから聞こえてくるんですけれども。例えば、生活保護を受給されている方が病気なりけがなりしてお医者さんにかかる、これ都市伝説だと思えるんですけれども、病院のほうは生活保護受給者なので取り放題だというような形で、高額な医療費を請求してくるといような病院があるみたいよみたいな話も聞くんですけれども、生活保護を受給されている方だから高度な医療を受けられるとかそういう実態はないですよ。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 基本的には保険診療の適用されるものが原則となっておりますので、そのあたりは通常の方が医療を受けるのと同じものだと考えております。

医療費の削減についてなんですけど、実際、高齢者世帯の方がどうしても大きな部分を占めておりますので、どうしても一定の医療費というのがかかってくるのはこの辺については仕方がないのかなと考えております。

また、国のほうのいろいろな指導で、その中で頻回受診、同じ病気で何回も診療を受けるような場合についてはチェックが入るようになっておりますので、羽生市のほうではその辺をチェックした中では、国の基準に引っかかるような方はいらっしゃらなかったんですけど、あとは基本的にはジェネリック医薬品のほうを使用してくださいという形になっておりますので、その辺の指導の徹底もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

昆委員。

○昆 佳子委員 物価高騰の、新たに住民税非課税等となる世帯になった方はどれくらい世帯があるのでしょうか。

○中島直樹委員長 課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 物価高騰対策給付事業の新たに住民税非課税世帯等となる世帯の事業につきましては対象世帯が962世帯ございました。このうち941世帯の方

に給付しておりまして、約98%の方に給付ができております。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 受けられなかった方というのは、新たにこの住民税非課税世帯が給付できるということを知らなかった、申請がなかったとかということなんでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの方々にお知らせのほうはしてありまして、そういった申請がなかったということで、こちらにも勧奨通知等で改めてお知らせしたりですとか、また、あとは広報などでその期間中はずっと勧奨の記事を掲載するなどして、呼びかけはいたんですが、ちょっとどうしてもやはり基本的には一定数申請されない方がいらっしゃると思いますので、ちょっと全員に給付できていないような状況となっております。

以上です。

○昆 佳子委員 分かりました。以上です。

○中島直樹委員長 西山委員。

○西山丈由委員 54ページで、社会福祉一般経費ですか、地域福祉計画策定委員報酬7人分が2万5,000円とかなんですけども、この内訳というのはどうなっているのでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、委員長の報酬が4,000円、その他の委員が3,500円となっております、委員長とその他の委員6人分の報酬となっております。

以上です。

○中島直樹委員長 西山委員。

○西山丈由委員 当初予算では14人分で5万円の計上だったんですけども、半分減った理由というのは何かあるんですか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 14人は定数の人数となっております、このうち出席された人数の方に報酬を支払うものなんですが、その出席された方の中でも行政の人間でしたり、あとは報酬の受取りを会社等の都合でできないということでお断りされた方々については支払っておりませんので、実際に支払った人数は7人ということでの決算とな

ります。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 5年度と6年度の生活保護世帯が増えている。88の世帯が自立をして、新たに97世帯が、新たに生活保護世帯になったという先ほどの説明だったわけですが、歳入、返還金が880万円近い返還金の収入があると。ちょっと私80ページあたりから18ページに飛んじやったんで詳しい説明を確認できなかったんですが、生活保護世帯が増えたにもかかわらず、生活保護費の返還金が880万円近い数字となったというこの訳といいますか、もう一度確認の意味で教えていただければと思います。

通常増えたということは、それだけ支出が増えるということなんですが、収入が逆に880万円近い、876万574円の返還金収入ということでこの辺はどうなんでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの生活保護費返還金につきましては、生活保護を受けてから遡って年金の支給が受けられたですとかそういった場合に、その受けられた年金等の収入の範囲でそれまでにお渡ししていた生活保護費を返還していただく形となります。

生活保護費につきましては、どうしてもほかの収入とかそういったものがあつたらそちらを先に充てていただくというのが前提となっておりますので、ただ、申請者の方の中にはかなり逼迫した状況で申請してこられる方がおありまして、その中で生活保護費を一旦支給して生活を安定させた上で、その中で年金等の請求等の事務手続を進めていって、それが終わりましたらその支給を受けた範囲でそれまでにお支払いしていた生活保護費を返還していただくというような形となります。

そのほかにも、過年度において一部不正受給であったりとか、そういったものについての返還金も少しずつではありますが返還していただいている状況でありますので、そういったものの積み重ねとしてその生活保護費返還金の収入がなっているものとなっております。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 月間7万円前後の生活保護費、したがって、12か月加えますと80万円余りと。そうすると、880万円近いということですから10名余りということになるわけですが、かなり差し引いて、事前に、先に保護費を渡して、年金等が入った場合に受け取るというんですか、そういう人たちの絶対数というのは10名余りでよろしいのかどうかということなんですが、数字上そういうことが言えるわけでありまして、この辺はたくさんおるんですか。それとも数字上10名余りで、収入額がこうなっているわけですが、どうでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 人数について今、現時点ですぐ出せる状況ではないんですが、必ずしも1年分をそのままお返しいただくというわけではなくて、その数か月分をお返しいただくというのが多いような状況でございます。人数につきましても三、四十人程度になろうかと見ております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 54ページの職員人件費のところの職員手当等で、時間外勤務手当が437万4,385円ということで、当初予算は310万円だったんですよ。何か時間外が増えている要因というのはどういったものが挙げられるのかお伺いします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちらの社会福祉総務費の職員人件費につきましては、主に障がい福祉系の職員人件費となりまして、こちら障がい福祉係におきまして、各サービスの利用量、利用者ともに増加しておりまして、自立支援給付費なども毎年1億円ずつ上がっているような状況でございます。

そういったところで業務量が増えているのと、また対応が困難なケースというものも増えておりまして、全体的に時間外勤務が増えたものと考えております。

それから、昨年度につきましては年度当初に1名、そういった状況もあるので人員を増やしていただいたんですが、10月から1年育児休暇で、また半年人がいないような状況もありまして、そこに再任用職員の方を充てていただいたりはしていたんですが、ちょっとそういった様々な状況がありまして、ちょっと時間外勤務が増えているような状況でございます。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 負荷軽減みたいな、今後はどうしていかみたいなの、そういうのは考えはあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 どうしても利用者等増加している傾向にございますので、ちょっとそのあたりはまた人事担当の総務課さんのほうにも状況のほうはお話ししまして、人員の増加というのちょっとお願いしていかうかとは思ってはいるんですが、それか、業務の効率化そういったものも、いつも考えているところではございますが、なかなかやはりお客さん相手の業務となりますので、ちょっとどうしても窓口業務、どうしても時間のかかる方も多くいらっしゃいますので、ちょっとその辺が効率化図られていないなというところはありますので、そういったところも含めて今後考えていきたいと思えます。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今度は55ページなんですけど、右上のところに生活困窮者子どもの学習支援業務委託料ということで197万7,855円と、議場でも成果も語られたんですけども、周知というのが、今年度といいますか令和6年度はどういった周知をして、どれぐらい対象者がいて、何人ぐらいの方がこれを受けられたのかというのを伺います。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 令和6年度におきましては参加人数としては31人、令和5年が35人でしたので少し減っているような状況となっております。

周知につきましては、児童扶養手当ですとか、あとは教育委員会のほうで行なっています就学援助、そういったものの決定通知の中にチラシを同封させていただいて、その対象の方にピンポイントで通知が渡るような形で周知を行なっているところでございます。

そういったことで一定程度通知を行なった方からの申込みなどもあったんですが、一方で、ちょっと議案質疑の中でも申し上げたんですが、生活保護世帯のお子さんのほうはちょっと人数がなかなか伸びないというところもありまして、今後そういったところ

の利用の呼びかけ、その辺をちょっと力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 参加の対象者自体というのは、同封された方はどれぐらいいたのかとか、何人ぐらい対象でそのうちどれぐらいなのかというのが1つと、あと、制度自体が生活保護を受けられている方が少ないということなので、まだまだどういうものかよく知られていないということなんでしょうか。どういったところで低い要因となっているのか。その辺をどう考えているのかお伺いします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 周知のほうの対象人数につきましてはおおむね400人程度と考えております。

それと、生活保護世帯のほうでなかなか広がらないというところにつきましては、やはり保護者の方にその必要性ですとかそういったところがうまく伝わっていないのかなというところもございますので、そのあたりはケースワーカー等を通じてちゃんと説明していければというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 周知しているのは400人ほどということだったんですけども、やはり多くの方がこういうのを、制度を利用しようとする結構予算も限られてしまうので、そうした場合というのは補正を組んだりとか予算を増やすような取組も考えがあるのかどうか、なかなか予算に合わせて対象者を絞っちゃうようなことになっていないのかどうか、ちょっとその辺をお伺いします。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 予算につきましては今現在40名程度が受講できるような形で組んでおります。今後もし増えるようであれば、そのあたりは委託しているキャロットさんとも相談しまして、そちらの受入れ体制というところもございますので、そういったところは協議が必要かと思いますが、今現在においてはちょっと伸び悩んでいる状況でございますので、まずはそこについて力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 委員として質疑したいので、委員長を代わります。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 さっき生活保護の返還金の話がありました。あそこで危惧するのが、恐らく川田委員も丑久保委員も危惧している点がこの点についてあると思うんですけども、羽生の行政、福祉課としてその制度に対するチェック体制が甘い、それがゆえに支給してしまったものが返還をせざるを得ない、後に資産があったとかという話ですけども、今、丑久保委員の説明に対しては年金とか本当に生活困窮、目先のあしたの話が分からない、あしたあさっての話が分からないということで一時支給をして、後に年金等が入って返還をしていただくという説明でしたけれども、そもそもチェック体制が甘いとか、悪質で資産を隠し持っていたと、そういう例があるのかないのか。あるんだとしたらどれぐらいなのかというのを教えてください。

○柳沢 暁副委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まず、チェック体制につきましては、国・県の基準に従いまして行なっているところではございます。国のほうの指導としましては申請から14日以内にまずは決定しなさいということで、基本的にはその範囲で調査が全部終わってなくても決定をしなさいということになっている部分があります。

どうしても要求している資料が出ないとか、なかなかこちらの質問に答えないというような場合には30日を限度にということにはなっております、どうしてもその調査への協力体制ですとか、その資料が出ないというところになれば却下というところも行うような形となっております。なので、チェックにつきましてはこちらとしては一定程度基準に基づいてやっているというところではございます。

それから、悪質な事例ということなんですが、資産を隠しての申請というのはあまりないところではあるんですが、どちらかといったら収入の未申告あるいは過少申告というところがこの不正受給については多いところではございます。これにつきましては課税調査等で収入の状況をこちらでも確認しまして、それ以外にも怪しい点があればその辺を確認して指導は行なっているところなんですが、どうしてもこちらでも捕捉し切れない部分は出てきますので、そういったものについては返還を求めていくというような形になりまして、ちょっと返還金が積み上がるというような状況になっております。

件数としましては、今年度の不正受給の件数としましては令和6年度は13件ござい

ました。このうちやはり就労収入の申告によるものが8件と多い状況でございますので、このあたりについてしっかり確認等を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 大変な、本当に大変な行政手続だと思うんですけども、その辺は公平・公正のために、また働いている人が正直者がばかを見ないような体制であるべきだと思うので、その辺はよろしくをお願いします。

同じく、関連して生保で、これが令和6年度決算だから、6年度申請が来て却下というお話がありました。却下の件数というのは6年度においてどれくらいあったのか、また、近年振り返ってみると傾向としてどうなのか、数字が分かるようでしたら教えてください。

○柳沢 暁副委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 却下のケースとしましては令和6年度は4件ございまして、令和5年度、3件、令和4年度、5件という形で数件程度で推移しておりますので、それほど増減がなく、何か傾向がというような状況ではございません。

以上です。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 その却下の理由としては、やはりまだ生活保護の基準、受給される基準に、見たら資産がある、あるいはほかに援助してくれる人がいるであろうという、そのしゃくし定規な行政的な判断の中で却下という理由でよろしいですね。

○柳沢 暁副委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 基本的にはその生活保護の最低限必要な生活費というところより収入のほうが多いというふうなところが一定程度ありますので、そういった場合についてはやはり却下ということで、少し形式的にはなっていますが、そういったところの却下は多いというふうに見ております。

以上です。

○中島直樹委員 繰り返しますけれども、本当に大変な行政手続なので引き続きよろしくをお願いします。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 55ページの保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補

助金というのは、これは保育所等と出ていますけれども、この後、児童保育課で詳細についてはありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員　じゃ、そちらで大丈夫。社会福祉課のほうでは「等」と書いてあるので、保育所等のほかにどういったところが含まれるのかというのもそこで思ったのと、あと具体的に予算ではうっすらと説明があったような記憶があるんですが、具体的にどのようなことが行われてその効果はどう検証されているのというのを教えてください。

○柳沢 暁副委員長　社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長　先ほどの補助金なんですが、対象のほうは福祉事業所のほうの子どもが通うようなところにつかまして対象となっておりますので、そういった中で市内での事業所の要望等を確認したところ1事業所から要望がございまして、その中で施設内の監視カメラの設置というところで1件補助金を出したものとなっております。

すみません、効果検証まではまだ至っておりません。

以上です。

○柳沢 暁副委員長　中島委員。

○中島直樹委員　ぜひ予算で出したものでつけたのなら、効果なり、その現状を確認すべきだと思うのでその辺は抜かりなくよろしくお願いします。

これはすごく重要なことで、まだおまえこだわっているのかと言われてたりすることもあるんですけども、社会福祉協議会です。5,000万円近く補助金を出している、ご承知のことかと思いますが、昨年度、一昨年度、社会福祉協議会で大変な問題であろうということが起こった。それはパワーハラスメントであり職員の退職でありということなんです。部長のほうは理事として、理事でよかったですね。

〔「常務理事」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員　常務理事、役員として名を連ねていますけれども、その辺今年度、7年度は体制が大きく変わって、現在として同じことが繰り返さないように、私は市役所の関わり、特に人事のことであつたりとか体制のことについて、職員の綱紀保持について関わりを強くすべきなんじゃないのかなというふうに思っているところがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。6年度決算ということですけども、ちょっと関わり方が変わったようなことがあるようだったら教えてください、社協の運営に対してです。

○柳沢 暁副委員長　健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 社協の運営に関していろいろとご心配いただいております。

年度が替わりまして、局長も新しい局長になりました。その局長就任に当たっても、会長の市長だったり、それから新しい年度について新体制でしっかりやっていこうということで会長からも訓示をいただきましたし、その場に私も同席、まだ常務理事就任前だったんですけれども同席してこれを一緒によろしく願いますということで進めております。

局長が代わってからも非常に職員間のコミュニケーション等も取れておりますし、現在のところ、特段職員の中でのそういう何かがあったとかということはこちらとしても聞いてはおりません。非常に風通しがよくて、情報もそれぞれオープンにして共有してということで、事務局長のほうできっちりやっているところでございます。

以上でございます。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ちょっと決算とはずれちゃうんですけれども、今度局長がずいぶん若返った、今までになく若返った中で状況によっては、現場の詳細を把握していませんが、社協のあそこの組織の中で局長より年長の方が組織図の中で局長の下にいたりとかする、ましてや社協の職員のプロパー、生え抜きがいる中で役所から来たということで、孤立しがち、情報が上がらないとか孤立してしまうということもあり得るので、その辺のことについてはしっかり部長のほうで、常務理事でしたか、ということで役がついているわけですから、フォローをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○柳沢 暁副委員長 健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 委員のおっしゃるとおりでございます、その辺については、職員間に壁をつくらないという形で、局長もそうですし私のほうもそちらに常日頃から関わりながら、社協の運営体制が今後円滑に順調に進むような形で関わっていきたいと考えております。

以上でございます。

○中島直樹委員 二度と同じことが起こらないようによろしく願います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員 以上、質疑を終わります。

○柳沢 暁副委員長 委員長の職務を戻します。

○中島直樹委員長 ほかに委員から質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 開議

○中島直樹委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、国保年金課所管部分について、国保年金課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介いたします。

後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑です。よろしくお願いいたします。

○秋本 悟国保年金課長 それでは、着座にて失礼いたします。

令和6年度一般会計歳入歳出決算における国保年金課所管部分を説明させていただきます。

歳出の説明と併せて関連する歳入についても説明させていただきます。ページが飛び飛びになってしまうことをご了承ください。

歳入歳出決算書の60ページをご覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目国民年金事務費です。

国民年金事務費のうち国民年金事務一般経費は127万5,661円です。前年度と比較し13万6,750円の増額です。会計年度任用職員の人件費の増額が主な要因です。

第1節報酬から第11節役務費につきましては国民年金の加入、資格異動諸手続の事務に要した費用です。国民年金に関する事務は法定受託事務であり、原則として国庫委託金により賄われます。

11ページをご覧ください。

第14款国庫支出金、第3項委託金、第2目民生費委託金のうち、第1節社会福祉費委託金の備考欄、国民年金事務委託金1,738万6,259円が財源となっております。

続きまして、62ページをご覧ください。

第3目老人福祉費、後期高齢者医療事業です。後期高齢者医療特別会計繰出金は7億9,712万4,757円です。繰入れ側の後期高齢者医療特別会計の決算については、あさつての常任委員会において説明させていただきますが、繰入額の確認をお願いしたいと思います。

196ページをご覧ください。

第3款繰入金のうち第1項一般会計繰入金の収入済額が7億9,712万4,757円で、一般会計からの繰出金と一致いたします。

なお、後期高齢者医療特別会計への繰出金のうち、県から後期高齢者医療保険基盤安定負担金として1億1,906万4,121円が一般会計の収入となっておりますので、差引き6億7,806万636円が市の負担分となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計と関連する一般会計の歳入について説明いたします。

16ページをご覧ください。

第18款繰入金、第2項特別会計繰入金、第4目後期高齢者医療特別会計繰入金、備考欄、後期高齢者医療特別会計繰入金463万2,000円については、後期高齢者医療特別会計からの繰出金で、令和5年度分の後期高齢者医療費の市負担の精算により後期高齢者医療広域連合から還付されたものです。

続きまして、18ページをご覧ください。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目後期高齢者健康診査委託金2,969万9,074円は広域連合から市に委託された健康診査に係る経費分の収入です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金587万5,037円は、令和5年度から埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している事業に係る経費分の収入です。

62ページ、63ページをご覧ください。

備考欄、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業7万5,037円については先ほどの歳入に対する事業の歳出になります。国保年金課が実施しております保健事業、

高齢介護課が実施しております介護予防事業、健康づくり推進課が実施しております健康増進事業を連携させることで、高齢者一人一人が健康で自立した生活が送れるよう高齢者の介護予防、健康づくりに取り組むものです。

主なものとしたしましては、第12節委託料、講師等委託料5万5,740円につきましては地域で開催されておりますいきいき百歳体操の会場に、歯科衛生士と管理栄養士の方を講師として依頼し、それぞれ5回講話を実施していただいたものです。参加人数は延べ194名でした。

続きまして、第4目国民健康保険事業費をご覧ください。

備考欄、国民健康保険事業の国民健康保険特別会計繰出金は3億4,904万787円です。繰入れ側の国民健康保険特別会計の決算についても、後期高齢者医療特別会計と同様にあさっての常任委員会において説明させていただきますが、繰入れ側の確認をお願いしたいと思います。

160ページをご覧ください。

第6款繰入金第1項、第1目他会計繰入金の収入済額欄3億4,904万787円で一般会計からの繰出金と一致いたします。

なお、国民健康保険特別会計の繰出金のうち国から国民健康保険基盤安定負担金として4,706万7,194円、また、県から同じく国民健康保険基盤安定負担金として1億2,848万7,808円が一般会計の収入となっておりますので、差引き1億7,348万5,785円が市の負担分となります。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算における国保年金課所管分の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 国民年金の関係でありますけれども、一般会計からの繰出金が6億円余りという説明がありました。令和6年度、6億何とかという詳しい数字は確認できなかったんでありますけれども、これは一般会計からの繰出金、前年度あるいは前々年度、4、5、6、そして7年度とこの辺の繰出金の額の違いというのは、国民年金に加入している人の増減によって大幅に増えたり減ったりとするわけでありまして、羽生市の場合はその増減については、過去とこの先を考えた場合にどういう変化があるんで

しょうかという、そういう質問であります。

○中島直樹委員長 課長。

○秋本 悟国保年金課長 丑久保委員がおっしゃる6億円というのは、恐らく後期高齢者医療の市負担分の、これ6億円という数字を使わせていただきましたので、年金につきましては事務費もしっかり国の法定事務費としていただいております、こちらで支出するということは生じておりません。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 国民年金の一般会計からの繰出額というのはどのぐらいなんですか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 一般会計のみで完結するものでございますので、特に、特別会計を国民年金は持っているものではございません。実際に委託金としまして1,738万6,259円をいただいております、そこから事務費、あと職員の人件費を賄って、年金事務所に書類の進達などを行なっている事務でございます。実際の支払の金額というのはこちら市のほうで扱っているものではございません。

以上、説明となります。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 国民健康保険の数字が出てきたのでちょっとお聞きしたいんですけども、国保の負担額というのは年々市民負担が増えているわけですけども、そこで現在の加入者に対しての、加入人数、総数に対しての滞納者数と滞納額というのはどれくらいあるのか教えていただければと思うんですが。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 あさっての常任委員会でも詳しく収納課とともに説明をさせていただきますが、国保のまず6年分の滞納額でございますが、実際の収納率といたしましては現年度分で93.9%を収納しております。実際の収入済額は9億3,374万4,100円でございます、不能欠損額が9万1,400円でございます。収入未済額が6,073万6,200円となっております。

実際のそこはちょっと話が飛躍してしまいますけれども、国保のほうとしてもそちらについては納付の相談を受け付けたりとかしまして、納付を進めるように収納課と共に行なっているところでございます。

以上でございます。

○川田真也委員 あさってちょっと詳しくまた聞かせていただきたいと思います。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 説明でもあったんですけども、委託料でいきいき百歳体操の歯科衛生士とか管理栄養士とか派遣しているということだったんですけども、これの効果というのはどう捉えているのかお伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 先ほどの高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業についてですが、歯科衛生士さんを百歳体操のところに5回派遣させていただいて、百歳体操をやっている後とか前、順次に応じて歯とか実際に口の動きとかでフレイル予防という、やはり弱らないように、そもそも百歳体操に来ている方というのは割かし元気な方なんですけれども、さらに元気になっていただこうというところでございます。

栄養士についてはどういうものを食べたほうがいいのかというところをご説明をさせていただいて、説明をした後、数か月おきましてアンケートを取らせていただいております。そのアンケートによって実際に半数以上が説明したことを取り組んでいるという結果をいただいております。

また、そのアンケートから、別の意味なんですけれども、運動面が特に注意が必要だよとでておりますので、実際百歳体操自体もすごく高齢者にとって元気になる秘訣の一つかなと感じているところではございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 ほかに。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

○中島直樹委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、高齢介護課所管部分について、高齢介護課長に説明を求めます。お願いいたします。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

高齢福祉係長の間篠です。

○間篠雄介高齢福祉係長 間篠です。よろしくお願いいたします。

○佐藤友美代高齢介護課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

別冊1、歳入歳出決算書の60ページ下段になります。

第3款民生費、第1項社会福祉費のうち、高齢介護課所管部分についてご説明いたします。

初めに、第3目老人福祉費です。

61ページに移ります。

右側、備考欄の中段、老人福祉一般経費のうち、主なものについて申し上げます。

〔「チャンネルが変わらないよ」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時03分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

○佐藤友美代高齢介護課長 ありがとうございます。

では、61ページ右側の備考欄の中段、老人福祉一般経費のうち主なものについて申し上げます。

10節需用費のうち、修繕料69万1,460円につきましては、もくせいの里のトイレのウォッシュレット3基や個室のドアの故障に伴う修繕などでございます。

14節工事請負費28万8,200円は、もくせいの里の食堂のエアコンが経年劣化

により温度管理が不安定になったため1基更新したものです。

18節負担金補助及び交付金809万円につきましては高齢者の方の長寿を祝う敬老祝金交付金です。令和6年度は77歳の方916名に5,000円、88歳の方305名に1万円、99歳の方23名に2万円、合計1,244名に贈呈したものです。

なお、令和5年度と比較して対象者は112名の増でした。

続きまして、備考欄の一番下、生活支援事業のうち主なものについて申し上げます。

62ページに移ります。

この事業は在宅で生活されている高齢者の方への生活支援で、介護保険の対象ではない市独自のサービスに係る経費です。

12節委託料のうち上から3番目、配食サービス事業委託料228万7,100円は自分で食事を支度することが困難な独り暮らしの高齢者等を対象に週に1回、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れたお弁当を届けるものです。利用人数は124名、提供数は延べ3,921食でございました。

その下、緊急通報業務委託料349万402円は慢性疾患等により健康上注意を要する高齢者等を対象に、急病や突発的な事故に備え、ボタン1つでコールセンターにつながるシステムを提供するものです。設置台数は190台でございました。

19節扶助費128万6,846円につきましては家族介護用品の支給に要したものです。在宅で介護を受けている要介護4または5の高齢者で市民税非課税世帯の方へ、紙おむつまたは紙パンツと尿取りパッドを支給いたしました。実利用者数は39名でございました。

次に、介護予防生きがい活動支援事業のうち主なものについて申し上げます。

なお、こちらの事業には県の介護予防生きがい活動支援事業費補助金79万2,000円を充当しております。

18節の老人クラブ補助金267万7,888円は羽生市老人クラブ連合会に対する運営補助金と各地区の単位クラブ56団体への補助金の合計額です。

次に、老人援護事業のうち主なものについて申し上げます。

なお、こちらの事業には養護老人ホームの入所者から収入に応じて徴収した老人措置費負担額866万1,373円を充当しております。

12節委託料337万2,320円につきましては自立した生活が難しく養護が必要な高齢者に対し基本的な生活習慣等の指導及び支援をするため、養護老人ホームに一時的

に宿泊していただくための委託料です。令和6年度は清和園に10名、加須市のあいせんハイムに2名の計12名、利用延べ日数は511日でした。

19節扶助費のうち、老人措置費6,850万7,616円につきましては養護老人ホームへの入所者に係る措置費です。令和6年度は清和園28名、あいせんハイム3名、清輝苑1名の計32名分となります。

次に、社会福祉施設整備助成事業131万8,519円につきましては、令和4年度に民間のグループホームを整備する際に活用した県の補助金のうち消費税に当たる金額を県に返還するものです。

なお、当該償還金につきましては民間施設の設置者である法人からの返還金を充当しております。

63ページに移ります。

第5目老人憩の家費につきましては、手子林及び井泉にあります老人憩の家の管理運営に係る経常的な経費となります。備考欄、老人憩の家管理運営事業のうち主なものについて申し上げます。

14節工事請負費39万8,420円につきましてはエアコン室外機の盗難被害を受け新たにエアコンを設置したものです。内訳としましては手子林憩の家が2基、井泉憩の家が1基、計3基でございました。

17節備品購入費26万8,065円につきましては老人憩の家のカーテン一式の購入に係るものでございます。手子林憩の家は障子からカーテンに、井泉憩の家は古くなったカーテンを新調したものです。

64ページに移ります。

第6目介護保険費でございます。備考欄の2つ目の介護保険一般経費のうち、19節扶助費、介護利用者負担助成費36万2,030円につきましては、低所得者の方を対象に訪問介護サービスを利用した際に自己負担額の一部を助成するもので、13名の方に助成をいたしました。

なお、こちらの事業には国と県の低所得者保険料軽減負担金が充当されております。

次の介護保険事業7億8,932万4,000円につきましては介護保険特別会計への繰出金で市負担分となります。前年度と比べ1,329万6,000円、約1.7%の増となっております。こちらにつきましては179ページをご覧ください。

令和6年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入のうち、第6款繰入金、第

1項一般会計繰入金7億8,932万4,000円が一般会計繰出金の受入れとなります。こちらの詳細につきましては11日の介護保険特別会計の決算報告の際に改めてご説明をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 62ページの課長の説明にもあった12節委託料の緊急通報業務委託料349万402円です。これが登録者件数ですか、190件というところなんですけれども、近年の状況を見ると令和4年が210件、令和5年が196件と令和6年が190件と、年々減少傾向にあるんですよ。減少傾向にあるのはどういったところだと捉えているのかというのが1つと、あと、周知とかちゃんとしっかり知らせているのかどうか、この辺についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 おっしゃったとおり、確かに台数だけを見ますと減少している傾向です。高齢者が増えている中で台数が減少しているということは何かしら課題があるのかなというところは承知をしております。

しかし、一方で独り暮らしの高齢者、やはり慢性疾患などで注意が必要な高齢者にとって、このボタン1つで救急車も手配できるという非常にシンプルな機械が大変喜ばれているということも現状としてございます。ご指摘のとおり台数として減っているところもございますので、そこは今後も研究してまいりたいと思っております。

それから、周知につきましては包括支援センターや、特に高齢者と直接接するケアマネジャーさんのほうから、この方にはこういった機械が有効かなというときにご案内をいただいている現状でございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 そうですね、やはりあれです、高齢者が増えているのに減少傾向というのは不思議なところがあるので、ちょっと改めてそういうのをしっかり、お知らせする方とかとも連携を取ってやっていく必要があるのかなと思うんですけどもどうでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 広報はにゅうの10月号で、毎年これに限らず福祉サービスは広くご案内をしているところですが、なかなか自分の身にマッチするようなサービスかどうかというところが十分に伝わっていないところがあるかもしれません。

これに関しましては繰返しにはなりますが、包括やケアマネジャーさんに向けてもこういったサービスがあるということを改めて周知もしたいと思いますし、窓口でも私ども職員もご案内をしておりますので、十分と引き続き周知をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 同じく62ページの家族介護用品支給費128万6,846円なんですけれども、この紙おむつと尿取りパッドを1人どれくらい支給しているのかというのを教えてください。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 一月当たり紙おむつの場合には26枚から30枚、紙パンツと尿取りパッドのセットの場合には28枚から30枚となっております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 一月当たりで紙おむつの場合は26枚から30枚ということで、利用者の方から支給枚数が足りないとかというような苦情みたいなのは来ていますか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 現実的にあるみたいですよ。

これに関しては、確かにこの枚数で実際足りるかと言われると足りないなというところもありますし、ただどうしても予算がかかってくるころなので住民税非課税世帯の介護度4または5の方が対象になるのですが、やはり本当に困っていらっしゃる方に向けて支給しているという現状になっております。一方で、足りていないような事実があるのであれば、そこは今後もほかの市町村のことも調べながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 私の知り合いの方も利用されている方がいらっしゃるんですけども、やはり26枚、30枚となると1日1枚と考えると本当に足りないと。1日に何枚も使う、その補助があつてほかに買い足せるものだったら自分で買える状況なんですけれども、やっぱり増やしていただけるとありがたいという声も聞いておりますので、ぜひご検討をいただければと。予算もあるんですけども、数枚は増やしていただければというようにご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 貴重なご意見を大変ありがとうございます。

やはりこれまでやってきたままに進めているところもあるかと思うので、いただいたご指摘を大切に検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○昆 佳子委員 よろしく願いします。以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 63ページの老人憩の家管理運営事業の中で先ほど説明でもあったんですけども、カーテン一式、障子からカーテンへと入れ替えたということでした。何か見ると、当初予算になかったので、急遽入れ替えたんですか、これは。当初予算にありましたか。見当たらなかったのか、どういう状況だったのかなど。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 こちらは予算要求の前に、毎年そうですが、憩の家を管理されている方に何かありますかということをお伺いして、今確認します。

お待たせしました。当初、工事請負費のほうでカーテン取付工事ということで予算要求をしておりましたが、内容的に修繕だろうという指摘をいただきまして備品購入費のほうで対応いたしました。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 もともと予定はして、結構古くなってきたから入れ替えようという計画があったということなんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 憩の家始まって以来といいますか、カーテンを取り換えたことがこれまでなかったので新調したものになります。

手子林の憩の家のほうは、ご希望を聞いたところ皆さんでDVDとかを見るときに、もともとふすまだったのですが、ふすまですと光が入ってきてちょっと画面が見づらいのでカーテンにしてもらいたいということで、遮光カーテンにいたしました。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 委員長の職務を代わります。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 61ページの敬老祝金なんですけれども、今後また増えていくのかなというふうな感じですが、過去を振り返ってみますと、敬老祝金の減額だったかということが検討をされて予算書も製本、金額ができて、予算書も製本して、議員に配付された。しかしながら、後になって予備費を流用して減額した敬老祝金を元に戻したというようなことが過去にありましたけれども、決算を受けて、今後來年度の予算も含めて増えていくでしょう。減額について、敬老祝金の在り方については今後どう考えていくのかという点が1点、あと、憩の家、自治会の集会所等もそうなんです、憩の家なんかでエアコンの室外機がやっぱり盗難されたりとかということで、新たに設置、エアコンを付け替えたのか、室外機だけというのはなかなかないのかな。付け替えたりとかしていますが、その盗難防止策というのは施してあるのかというその2点を確認させてください。

○柳沢 暁副委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 1点目の敬老祝金に関しましては、確かにご指摘のとおり、この後も高齢者が増える中で支出、交付金の額も右肩上がりになるだろうという予想はしております。

今後のことにつきましては、まだ昨年度の庁内での経営会議の中でこの形でやっていくということが示されたというふうに聞き及んでおりますので、今の段階では、すぐに、例えば金額の変更ですとかは予定はしておりません。

参考に近隣の状況も確認したところ、県内を見ますと敬老祝金事業自体を行財政改革の一環として終了したという自治体も確かにございますが、やはり多くの自治体がこの敬老祝金事業を継続しているところがあります。

その中でも、羽生市と金額が違うですとか、それから商品券を配付しているとか、そ

れから振込にしているですとか、内容、やり方様々でございまして、今後羽生市がどう
いう形でこの事業を進めていけばいいのかということはまた考えるときが来るのかなと
いうところがあります。敬老祝金については以上となります。

それから、老人憩の家のエアコン室外機につきましては、確かに室外機が盗まれてし
まいますと、古いエアコンでしたので一式を取り替えるという形になります。以前は地
面に置いた形の室外機だったのですが、盗難を少しでも防止できたらと思ひまして、今
は壁面に、手の届かない高いところに室外機を設置しているような形で3基ともつけて
おります。

被害から免れた既存の室外機がまだ幾つかあるんですけども、それに関しましては
警察の方にも以前助言をいただきまして、マジックペンで老人憩の家、手子林憩の家と
いうふうに大きく書くのも効果的だということを伺ったものですからそれを早速対応し
たところでございます。

以上でございます。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 敬老祝金についてなんですけれども、これは実は何で敬老祝金が始まっ
たか、全国で始まったかということを見ると、今は全国的に給食費の無償化というの
が同じカテゴリーの中で、これはもう選挙対策の衆愚政治の骨頂なわけですよ。もとも
と敬老祝金とかの発端は。多くは申しませんが、今これをあえて部長の顔を見て言いま
すけれども、見直すチャンスなんじゃないのかなと。社会的な情勢を考えればそこに手
当てするのも重要かもしれませんが、何で敬老祝金があって成人祝金がないんだとい
うことを考えたりとかもするわけです。今、国民負担率というのがこの間の参議院選挙
でもさんざん言っていましたけれども、国民負担率というのが20年前、30年前、
40年前に比べてどんどん上がって行ってということで、若い世代がなかなか先に希望
を見いだせなくなっている時代の中で、じゃ高齢者からのそういうサービスを切ればい
いとかという話ではないですが、もともとが選挙対策で始まった政策と言っても言い過
ぎではないと思うので、今、羽生市の状況を見直すチャンスなんじゃないのかなと。

今、課長が近隣を見ると、と言いましたけれども、本当にもうこれから先行政横並び
で、お互いで行田市はどうだろう、加須市はどうだろう、いや、川の向こうはどうだろ
う、鴻巣市はどうだろう、久喜市はどうだろうといっても横並び主義でやるような時代
じゃないと思うんですよ、それぞれ状況というのは違いますし、繰り返すようすけれ

ども、ちょっと羽生市はこういったことを今見直すチャンスなんじゃないのかなというふうに思うんですけども、来年度の予算に向けて、これからまた本格的に庁内で協議が始まると思いますが、その辺、部長どうでしょうか。

○柳沢 暁副委員長 健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 敬老祝金にかかわらず市として毎年予算編成の際は全てゼロベースで、もう一回その事業を一つ一つ見直して市に必要なものを残していくというふうな形で予算編成は行なっているところです。

敬老祝金についても、議員をはじめ様々なご意見があるということは理解はしておるところですけども、当然全く考えていないということではなくて、その全体の市の、例えば健康福祉部なら健康福祉部の中でどれを今後やめるのか、続けていくのか、縮小するのか、増やしていくのかというのは全体として考えていく、予算編成に当たってはそう考えていくので、敬老祝金もその中の一つとして今後も在り方を考えていかなければならないとは思っているところです。

これがまたすぐ来年度どうこうというのは今の段階では何とも申し上げられないんですけども、一応そんな状況で一つの事業として今後も俎上にはのせていく、これだけではないんですけども、いく必要はあるかなと思っています。

以上でございます。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 節目、節目というのがあるので、それがチャンスの時期が来ているんじゃないのか、チャンスというのはゼロか100かとかいう話じゃなくて、事業として従来の在り方を見直すということでチャンスなんじゃないのかなというふうに思います。

ちょっと話は戻って、憩の家とかの防止策なんですけれども、室外機の盗難の。マジックで書く、有効だと思うんですけども、マジックで書いてもシンナーでやったら消えちゃうわけですよ。高いところというふうにおっしゃいましたけれども、確かに地べたにあるよりは高いところは盗難しづらいということはあるかと思っています。しかしながら、昔の室外機と昨今の室外機というと、比べ物にならないぐらい昨今の室外機は軽いと思うんですよ。そうなったときに、盗まれるというのはもともと人目が見つからないから盗まれるのであって、盗もうと思ったら、それでもきっと脚立、はしご、そんな大げさじゃなくても、例えば車の洗車の屋根を洗うときのための1メートルぐらいのはしごでも届いちゃったりとかするので、それに甘んじることなくやっぱり防止策というのはし

っかりと施すべきだと思えますけれども、どうでしょうか。

○柳沢 暁副委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 おっしゃるとおり、この対策をすれば十分ですというものは実際ないと思います。

その中で先ほども触れさせていただきましたが、盗難被害に遭ったときに、警察の方にこういうものが有効だよという中でできるものを取り組んでいるところです。マジックペンで施設名を書くですとか、高い位置にするですとか、公民館などはチェーンを取り付けたりも有効だということで今年度やったんですけれども、結局何かしらの対策をしていることが盗もうとしている人にとっては抑止力になると、ここは用心しているなというふうに思わせてここはやめておこうというふうにするのが有効だということをアドバイスをいただいたものですから、お金をあまりかけずにやれることをやろうというところで対策しているところでございます。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員 承知しました。以上です。

○柳沢 暁副委員長 委員長の職務を戻します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、こども家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。
よろしく願いします。

こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども家庭課長の稲田でございます。よろしく願いいたします。

本日、同席する職員は、こども家庭課こども家庭係長、島田でございます。

○島田久嗣こども家庭係長 島田です。どうぞよろしく願いいたします。

○稲田信一こども家庭課長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうちこども家庭課所管分について、順次説明申し上げます。

別冊1、羽生市一般会計歳入歳出決算書の65ページ下段になります。

第3款民生費になります。子育て支援関係経費1,409万9,933円の主なものについて申し上げます。

次のページになります。66ページの中段になります。

12節委託料528万7,700円の主なものについて申し上げます。こども計画策定支援業務委託料366万5,200円につきましては、第2期子ども・子育て支援計画の令和7年3月での計画期間満了に伴いまして次期計画を内包し、新たに第1期こども計画を策定するに当たり委託した支援業務に係る委託料でございます。

その5行下になります。子育て世帯訪問支援事業委託料32万7,400円につきましては、令和6年度からの新規事業になります。

児童虐待のリスクの未然防止を図るため要保護児童対策地域協議会で管理する児童や特定妊婦等の家庭に対して、訪問による家事支援等を行う事業者への委託料でございます。財源としましては国の子ども・子育て支援交付金と埼玉県すくすく子育て支援事業費補助金等を活用しております。

続きまして、13節使用料及び賃借料112万4,640円につきましては児童虐待のリスクのある管理対象児童等の情報を管理する要保護児童システムの使用料でございます。財源としましては国の子ども・子育て支援交付金、埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を活用しております。

続きまして、18節負担金補助及び交付金123万6,280円の主なものについて申し上げます。

次ページ、67ページになります。

上から2項目め、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金120万円、こちらはひとり親の方が就労に必要な資格を取得するための訓練期間中に給付金を支給するものです。財源としましては国の母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用しております。

続きまして、68ページになります。

68ページ中ほどになりますが、子ども医療助成費等関係経費2億1,130万2,051円について申し上げます。

12節委託料612万6,851円の主なものにつきましては診療報酬審査支払手数料597万2,851円でございます。これは子ども医療費及びひとり親家庭等医療費について埼玉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金が保健医療機関等に支払う金額の審査及び支払い業務に係る委託料でございます。財源としましては県の子ども医療費補助金及びひとり親家庭等医療費補助金を活用しております。

続きまして、19節扶助費2億284万8,925円について申し上げます。

子ども医療助成費1億7,473万6,324円につきましては18歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成するものでございます。財源としましては県の子ども医療費補助金を活用しております。

その下、ひとり親家庭等医療助成費2,239万5,086円につきましては、ひとり親家庭の親と18歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成するものでございます。財源としましては県のひとり親家庭等医療費補助金を活用しております。

その下、未熟児養育医療助成費571万7,515円につきましては、身体の発育等が未熟なままで生まれた乳児の治療に必要な医療費のうち市の負担分でございます。財源としましては国及び県の未熟児養育医療費等負担金を活用しております。

続きまして、69ページになります。

児童手当等関係経費9億3,968万4,065円について申し上げます。この経費は児童手当及び児童扶養手当の費用とその支給に関わる事務的な経費でございます。

主なものは19節扶助費9億3,125万6,850円、児童手当と児童扶養手当の合計の支給額でございます。

続きまして、70ページになります。中ほどです。

物価高騰対策給付金事業（こども加算分）4,776万3,681円について申し上げます。これは物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円を支給する給付金とその支給に関わる事務的経費でございます。財源としまして国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

主なものとしましては18節負担金補助及び交付金、物価高騰対策給付金（こども加算分）4,215万円でございます。

続きまして、少し飛びますが、81ページ中ほどになります。

衛生費になります。

母子保健衛生総務一般経費 380万1,690円の主なものについて申し上げます。

81ページが一番下になります。18節負担金補助及び交付金 351万円でございます。次のページになります。

82ページ上から4行目、母子愛育会連合会補助金 64万2,000円、こちらは母子衛生の向上及び市民の健康増進に資することを目的として活動する羽生市母子愛育会連合会への補助金でございます。

その下、不妊治療費助成金 249万2,000円は不妊治療をしている夫婦に対して医療費の一部を助成するものです。

続きまして、母子健康教育事業 12万8,000円について申し上げます。

12節委託料、こちらは保育所等で歯科保健指導を行う歯科衛生士の派遣委託料 8万円及び両親学級にて妊婦とその家族に栄養指導等を行う管理栄養士と歯科衛生士の委託料 4万8,000円でございます。

続きまして、84ページになります。

出産・子育て応援事業 3,300万1,882円の主なものについて申し上げます。

12節委託料 252万9,600円につきまして、子育て世代相談支援事業委託料 186万4,800円は妊娠、出産、子育て期を通して切れ目のない支援を行うため、妊産婦等に対し助言や面談等を行う助産師1名の委託料でございます。財源としまして、国の子ども・子育て支援交付金と埼玉県利用者支援事業補助金を活用しております。

その下、産後ケア事業委託料 66万4,800円、こちらは出産後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を委託する助産師及び医療機関への委託料でございます。財源としまして国の母子保健衛生費補助金を活用しております。

続きまして、19節扶助費になります。2,700万円、こちらは妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型支援と経済的支援を一体的に実施する給付金であります。妊婦1人につき5万円を支給する出産応援給付金 1,400万円及び出生した児童1人につき5万円を支給する子育て応援給付金 1,300万円でございます。財源としましては国の出産・子育て応援交付金、埼玉県出産・子育て応援事業費補助金を活用しております。

続きまして、85ページになります。

小児予防事業 1億3,458万9,176円の主なものについて申し上げます。

中ほどに行って、12節委託料 1億3,306万1,770円の主なものにつきまし

ては予防接種法に基づく小児定期予防接種の実施に係る各医療機関への委託料1億1,960万5,450円及び子どもを対象とした子育てインフルエンザ予防接種に係る各医療機関への委託料1,307万6,320円でございます。

続きまして、母子健康診査事業、下段になりますが、3,544万2,143円の主なものについて申し上げます。

12節委託料3,376万4,736円の主なものにつきましては妊婦一般健康診査委託料2,389万960円、こちらは妊婦及び胎児の健康状態を把握し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療の提供ができるように行う妊婦の健康診査を実施する医療機関への委託料でございます。

このページの下から2行目、乳幼児健康診査委託料583万9,500円、こちらは4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施する医師、歯科医師等への委託料でございます。

86ページになります。

上から2行目、産婦健康診査委託料119万5,000円は産後鬱の予防や新生児の虐待予防を図るため、出産後おおむね1か月に産婦が受ける健康診査を実施する医療機関への委託料でございます。財源としましては、国の母子保健衛生費補助金を活用しております。

中ほどになります。

母子健康相談事業186万3,894円の主なものについて申し上げます。

12節委託料の主なものとしましては発達相談業務委託料170万5,500円、こちらは発達の遅れ等支援の必要な乳幼児とその保護者に対し心理士や理学療法士、言語聴覚士が集団教室や個別相談等において専門的な指導や助言による支援を行う業務でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 68ページかな、扶助費の19節の子ども医療助成費ということで、県からの財源を受けているというお話だった、68ページを見てもらえますか。

それが、これの助成費の補助金は何%を受けているのか説明がなかったんだよ。ただ助成を受けているということで。もう一つ、3点あるんです、ここに。扶助費として子ども

も医療助成費、ひとり親家庭等医療助成費、あとは未熟児養育医療助成費と金額は違うんですけれども、財源は県から受けているんだけれども何%受けているのか。これ丸々じゃない、100%じゃないんですけれども。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 まず、子ども医療費につきましては、18歳までのお子さんの医療費を市で負担しております。それに対しまして、県から来る補助金は補助率が2分の1なんです、対象となる年齢が通院ですと小学校3年生まで、入院ですと中学校3年生までが県の2分の1がもらえるということになります。ですので、それ以外のところは市の全額負担ということになります。

続きまして、ひとり親家庭等の医療費につきましても、18歳までの子どもと親も対象になります。補助率は県からは2分の1出ております。こちらは全てひとり親の家庭の親御さんとお子さん18歳まで補助の対象になります。

続きまして、未熟児養育医療につきましては国と県それぞれ負担金がありまして、国が2分の1、県が4分の1、これは対象のお子さんは全て補助の対象になっております。以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 ちょっと私の勉強不足で教えてもらいたいんですが、66ページの12節委託料のところ、こども計画策定支援事業委託料、大きい金額があるんですけれども、この事業は具体的にどういう事業なんですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども計画という計画が今年の3月にできたんですけれども、昨年度あとは令和5年度2か年の継続事業で計画を策定いたしました。

計画をつくるに当たりまして、保護者やお子さんからアンケート調査を実施したり、子ども・子育て支援会議という市民の方、子育て、保育に関係している団体の方に出席していただいた会議を開きまして計画を策定しております。その際にいわゆる計画策定のコンサルティング会社にこの策定の業務に係る作業を委託したという内容になっております。

具体的にはアンケート前の資料データや、資料の整理分析やニーズ調査等の支援、アンケートをした調査結果の集計等の支援、会議を行うに際しての助言、指導等もしてい

ただいて、最終的には計画の印刷、製本までも含めた委託になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 説明を聞くと、ますますこの事業を丸投げしちゃったんじゃないかなと思ったんですけども、羽生市としての意見も入っていると思うんですけども、この事業をやるに当たって、コンサル会社の持っているものを買って事業をしていると理解しちゃっていいんですか。市の要は羽生市の意見というのは入っているとは思いますが、1からつくっているんじゃなくて、コンサルタント会社のものを、要はひな型を買って、そこに羽生市、羽生市と入れて使っている資料というふうに理解しちゃっていいんですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 コンサルティング会社で何か様式があるわけではなく、今までは子ども・子育て支援計画という計画があって、国のこども大綱を勘案して新たにこども計画として作り直しております。こども計画を策定したのはどの自治体もこのタイミングで計画を策定しておりまして、内容につきましては、決してコンサルティング会社のそのままのものを羽生市としているわけではなく、羽生市の実情に応じてつくっております。

内容につきましては、羽生市で行なっている事業、今後やるべき事業等も網羅しておりまして羽生市の現状に合わせております。アンケート調査等につきましても、過去、前の計画を5年前につくっているときもアンケート調査をしているんですけども、その内容も含めておりますので、そのときのアンケートの項目は大本としてあります。そこに新たにこども計画をつくるに当たっての羽生市の子どもたちの今の生活の状況、家庭の状況等、アンケートの対象も増やして、調査項目も増やして幅広く意見を聞くようにしました。その際にはコンサルティング会社から、こういう意見を入れたほうがいいんじゃないでしょうかとアドバイスを受けましたけれども、調査項目につきましては私どものほうで考えてつくっております。

そのような形でいいところは利用させてもらいながら、羽生市としてつくらせていただいたと考えております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。もう一ついいですか。

じゃ、今のは分かりました。一応こども家庭課ということなんで、ちょっとお聞きし

たいんですけれども、昨今、羽生市内でお産ができる病院が羽生総合病院しかなくなってしまったというのが事実だと思うんです。私の同年代の方のお子さんが、もうそろそろ出産が結構、するというお子さんが何名か出てきているんですけれども、女の子は里帰り出産というのを非常にしたがるんです。例えば羽生からお嫁に行ってもお母さんのところで、羽生市で子どもを産みたいんだと、里帰り出産で羽生市に来るんですけれども、羽生総合病院は里帰り出産を受け付けてくれないらしいんですよ。

それなので、里帰り出産で来ているんだけど、行田市ですとか、館林市ですとか、久喜市ですとかの病院で今お産をしているんですが、羽生総合病院でも里帰り出産ができれば、体の負担、精神的な負担もというのがいろいろあるんですけれども、羽生市として今後やはり少子化対策を考えるのであれば、お産ができる病院というのをやっぱりなくしちゃいけないし、増やさなくちゃいけないかと思うんですけれども、何かそういった策みたいなもの、ごめんなさい、これ決算なんですけれども、ちょっとずれちゃっていて申し訳ないんですが、何かそういう案を次の予算に向けて何か持っているのなら教えていただければなと思うんですが。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 中村レディースクリニックが今年の2月で分娩をやめてしましまして、羽生市内では羽生総合病院のみということになっております。正直産科がこれから増えていく見込みはなかなか難しいと考えております。少子化の問題ですので近隣の市町村と協力しながら広域的に対応していくしかないと考えております。

来年度の予算に直接的に産科を増やすための何か予算的な取組は、現実的にはない状況でございます。ただ、妊婦や乳幼児に対して支援をしていくという姿勢は変えずに、そこは重点的にこども家庭課としては進めていきたい、事業展開を今後もしていきたいと考えております。

羽生総合病院につきましては、私も里帰りの件については、あまり詳しく存じ上げていないんですが、羽生総合病院に関しましては今後も分娩、産科として維持していくと、地域医療として継続していく意向だという話を伺っております。

以上です。

○川田真也委員 はい。大丈夫です。

○中島直樹委員長 里帰り出産は病院のリスクがでかいですから。

こども計画については、策定とかというのはそれはつくりなさいという話なんですよ

ね。

○稲田信一こども家庭課長 努力義務でございます。前の計画の子ども・子育て支援計画は義務です。国が5年ごとにその前の計画の更新時期に合わせてこども計画を一緒につくっていいですよ、努力義務ですよという通知があり、改定するのであればこども計画という形で作るほうがいいたろうという判断をさせていただきました。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金というところで、当初予算では630万円ぐらいついていたかと思うんですけども、今回決算では120万円になっている理由を教えてくださいませんか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 実績につきましては120万円、1の方が利用しております。予算としましては新規を5人分子算は取らせていただいております。結果としてお一人の方の利用でしたので、その残ということになっております。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 限られた職業になるかと思うんですけども、年々そういう職業の訓練を受ける方というのは減っていらっしゃるか、もしくはこの制度を知らないかということかと思うんですけども、どのような感じなんですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 令和6年度の実績はお一人、令和5年度の実績もお一人でございます。令和4年度は3の方が受けております。一定の需要はあると考えております。

周知に関しましては、ひとり親の方に対する給付になりますので、児童扶養手当の申請時には必ずチラシを手渡しして説明をしております。あわせて、児童扶養手当は毎年現況届の届出をお願いするというのがありますので、その際には周知も図っております。あわせて、ハローワークや生活困窮の相談支援を行なっている社会福祉課とも共有をさせてもらいながら、周知は必ず必要な方にこの制度が伝わるように努めているところであります。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

西山委員。

○西山文由委員 65ページの児童社会福祉総務費で、子育て支援関係経費のうちの子ども・子育て支援会議委員報酬、これが当初予算では12名の計上になっているんですけども9名決算ということは、職員が委員としてということで解釈してよろしいんですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こちらにつきましては会議を2回行なっております。人数は12名の方を委員としているんですけども、そのうち欠席の方と、あとは副市長と学校関係者、行政関係者の方が2名おりますので、その方の分は支出をしていないということになりまして、この金額になっております。

○西山文由委員 了解しました。

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

こども家庭課長の説明に対し、質疑のある方は順次発言を願います。

西山委員。

○西山文由委員 69ページの児童手当等関係経費中、第19節扶助費、児童扶養手当と児童手当のそれぞれの対象児童数はおおよそで何人ぐらいなんですか。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 まず、児童手当につきましては18歳までの子どもに昨年の10月から拡充されました。8月31日現在児童で6,056人でございます。続きまして、児童扶養手当はひとり親の家庭の18歳までの児童等が対象になっておりまして、8月末現在対象の児童としては487人になります。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 66ページのファミリー・サポート・センター事業委託料です。そのファミリー・サポートの利用状況とか、あとは要望に応えられている状況なのかどうか、その辺は現状どうなのかお伺いします。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 ファミリー・サポート・センター事業の実績は、令和6年度313件の利用がございました。内容としましては保育所や幼稚園の送迎、開始、帰宅後の預かりが一番多く128件、そのほか多いもので学習塾や習い事等の送迎で107件ということでございまして、そのほか小学校の送迎、その他学校行事や緊急の用事、冠婚葬祭のときの預かり等ございます。

令和5年度の実績としましては331件ございました。令和6年度が313件で若干は減ってはおりますけれどもほぼ同じような件数で推移しております。

ファミリー・サポート・センター事業におきましては、社会福祉協議会に事業を委託しているところであります。需要にはある程度応えられていると考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

結構新規事業もあるんですけども、重点事業としても挙げられていた多胎妊娠とか、1か月児健康診査事業とかそのほか拡充として産後ケア事業とか、この辺が担当ですか。その辺の状況と事業効果とか、その辺どうなのかお伺いいたします。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 まず、多胎妊娠の妊婦健康診査の支援事業ですけども、双子や三つ子、多胎妊娠された方の健康診査、妊婦さんが受ける健康診査、通常の基準が14回ですけども、助成券という形で市で助成しております。多胎妊娠の方は14回を超えて健診を受けた場合も助成の対象にするという事業で令和6年度から始めました。

実績としましてはゼロ件でございました。理由としましては、多胎の妊娠の方は昨年3人いらしたんですけども14回の健診で足りておりまして、それ以降には出産されて使わないで済んだということと思います。

1か月児健康診査事業の助成制度につきましては、こちらも令和6年1月から実施したもので令和5年度の途中から始めた事業になります。実績としましては令和6年度、

生まれて1か月のお子さんの健康診査の助成ということで89件の利用がございました。

健康診査につきましては医療機関の自由診療ということもございますので、1か月児の健康診査としての支払いの場合もありますし、産婦の健康診査、赤ちゃんを産んだお母さんが受ける健康診査というのもありますので、その中で1か月児の健康診査も兼ねる医療機関もございますので、実際の出産した件数と利用されている件数に差があるというのはそういった点が考えられます。

最後に、産後ケア事業ですけれども、令和6年度家庭に訪問して産後ケアを行うものに加えて、医療機関の宿泊型、泊まってケアを受けるものと、日帰りになりますがデイサービス型ということで事業を拡充して重点事業として取り組んでおります。

産後ケア事業につきましては訪問型、助産師さんがお宅に行って受けるのが令和6年度実績で20件ございました。デイサービス型、医療機関に通って受けるものが18件ございました。宿泊型、医療機関に泊まって受けるというものが16件ということで実績は上がっております。デイサービス型と宿泊型に関しましては、医療機関で利用者の方のアンケートを取っております、全ての方から利用してよかった、休息が取れてよかったという高評価をいただいております。

需要の高い事業だと思っておりますので、来年度も事業を充実して進めていきたいと考えています。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 82ページの右上の早期不妊検査・不育症検査費助成金ということで37万4,200円こちらが当初予算では26万円で、随分利用者が多かったのかなということなんですけれども、今の状況としてはどういったことが予想していたより多いということは、どういうふうに捉えているのか。また、今後はこういった予算は増やしていく必要があるのかなと思うんですけれども、この辺はどう考えているのかお伺いいたします。

○中島直樹委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 早期不妊検査費・不育症検査費の助成事業につきましては、令和6年度の予算で12人の見込みをしておりました。実績としましては、利用された方が15人の方がいらっしゃいまして、予算に対しまして11万4,000円予算不足ということで不妊治療の助成事業から流用させていただいて対応したということでござ

います。

令和5年度の実績は11人でおおむね予算内で収まっていたんですけども、令和6年度が15人、若干の増とで予算が足りなくなってしまった状況です。少子化の時代でございますので、不妊治療の助成と併せて事前の不妊検査ということ意識して受けられる方が増えてきていると考えております。

今回若干ではありますが不足してしまった部分に関しましては、来年度の予算要求のときにはこのことを踏まえて考えていきたいと思っております。

○中島直樹委員長 職務を交代します。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 こども家庭センター設置による相談支援体制の一本化というのがありました。予算で約891万円。担当課でオーケーですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員 これは効果をどのように検証しているのかお伺いします。

○柳沢 暁副委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 令和6年度の組織改正におきましてこども家庭課設置とともに、こども家庭課の中にこども家庭センターを設置しました。内容としましては今まで子育て支援課で児童福祉、具体的に言うと虐待に対する対応など、福祉的な視点での取組を子育て支援課で行なっておりました。

健康づくり推進課で、母子保健ということで今話題にいろいろ上がりましたが、産後ケア事業など、赤ちゃんとお母さん、妊婦さん、産婦さんに対する保健事業を行っていたものを一本化ということで、それぞれ2つの課で行っていたものをこども家庭課で集約して1つの課で行うという形になりました。

今までも隣の課同士でしたので情報連携に支障が、大きく生じていたわけではないんですが、1つの課になって私が家庭センターの所長になります。島田係長が統括支援員で専門職、社会福祉士、保健師、委託の助産師等がいる形で、生まれる前から生まれた後、子どもが成長するまで母子保健の分野と福祉の分野で連携して取り組んでいる状況でございます。

設置になってまだ1年目ではありますが、私もこども家庭課に来て1年たちましたけれども、感覚としましては1つの課になって定期的な情報交換の会議等も開いており、情報共有、連携は円滑に進んできていると考えております。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 何か改善点とかこうしたほうがいいんじゃないか、現在の時点で、そういったことというのはありますか。

○柳沢 暁副委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 組織としては今の形でいいと思うんですけども、あとは人員のところ、年数ある程度たっている職員、専門職もおりますので、専門職といえども異動がありますので、異動した際の経験、実績のアンバランスによるセンターとしての機能の弱体化が起こらないように引継ぎと、年数の長い職員が若い職員にしっかりと技術を継承していくことを継続していかなければならないと考えております。

○中島直樹委員 了解しました。

○柳沢 暁副委員長 職務を戻します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

西山委員。

○西山文由委員 82ページの予防事業で、12節委託料、高齢者肺炎球菌予防接種委託料と同じくインフルエンザ予防接種の実績のほう……

○中島直樹委員長 課が違うかな。

〔「子育てインフルエンザだけうちの課です」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 次に取っておいてください。

ほかよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩します。

午後 1時14分 休憩

午後 1時16分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。よろしくをお願いします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

児童保育係長の高田でございます。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 よろしくよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。失礼します。

恐れ入りますが、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算事項別明細書64ページをご覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、児童保育課所管部分について順次ご説明申し上げます。

初めに、第1目児童福祉総務費について主な項目をご説明申し上げます。

65ページ中段、民間保育所助成事業1億3,424万7,760円についてこの事業の主なものは第18節負担金補助及び交付金でございます。

まず、負担金の新卒保育士就職準備金貸付事業負担金70万円につきましては、埼玉県が実施する新卒保育士就職準備金貸付事業を活用し、市内保育施設等に就職した新卒保育士に保育事業者を通して20万円の貸付けを行うもので、2年間継続して勤務した場合には返還が免除されます。埼玉県が15万円、羽生市が5万円負担するもので、14名の方がこの事業を活用されました。

続いて、補助金1億3,141万3,160円について順次説明いたします。

初めに、民間保育所入所児童育成費補助金247万2,000円は市内にあります民間保育園及び認定こども園に通園している児童1人当たり月額200円を当該園に助成したものです。合計で1万2,360人になり、令和5年度の比較では7人の増です。

次に、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金7万5,000円は民間保育施設において仕切り用パーティションの購入費用になります。

次に、病児保育事業費補助金1,799万2,000円は児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間緊急的な対応が必要となり、その児童に対する目的で看護師などを配置している民間保育施設に助成をしたものです。令和5年度との比較では8,000円の増、補助金の補助基準額の増によるものです。

次に、延長保育事業費補助金1,737万9,400円について、保護者の就労状況

に伴うニーズに応じて延長保育を実施している民間保育施設に対して助成をしたものです。令和5年度との比較では119万9,000円の減、短時間利用児童の減少によるものです。

次に、1歳児担当保育士雇用費補助金3,272万円は1歳児担当保育士の雇用に対する助成で、市内在住児童1人につき月額2万円を助成したものです。

次に、乳児途中入所促進事業費補助金256万2,000円は民間保育施設等で低年齢児保育を実施するに当たり乳児担当保育士を確保するために助成したものです。令和5年度との比較では112万円の増、児童数34名の増によるものです。

次に、障がい児保育事業費補助金625万5,360円は障がい児の児童を受け入れた保育園等に対して助成したものです。なお、重度障がい者の受入れについては市単独で助成しております。令和5年度との比較では260万円の増、児童数3名の増によるものです。

次に、地域子育て支援拠点事業費補助金3,588万1,000円は民間保育施設の4園に併設している地域子育て支援拠点、子育て支援センターへ運営経費を補助するものです。令和5年度の比較では71万3,000円の増、国補助金の補助基準額の増によるものです。

次に、一時預かり事業費補助金1,607万6,400円は、保育所等を利用していない家庭で一時的に家庭での保育が困難となる場合に保護者の負担を軽減するために乳幼児を一時的に預かる事業で、民間保育園、認定こども園に助成したものです。令和5年度比較では137万3,400円の増、児童数の増によるものです。

次に、22節償還金利子及び割引料、償還金213万4,600円は令和5年度子ども・子育て支援交付金交付額確定による返納金になります。

続いて、67ページ、地域子育て支援拠点事業1,042万7,351円についてご説明申し上げます。

地域子育て支援拠点事業は市民プラザ内にあるこどもひろばを運営する経費となっており、令和5年度比較では168万807円の増、常勤職員の勤勉手当の皆増によるものです。

1節報酬から8節費用弁償まではこどもひろばに勤務する会計年度任用職員に係る経費でございます。

17節備品購入費16万6,678円はこどもひろばの事務室内に置きます翻訳機

4台、ベビーゲート1台そのほかおもちゃの購入になります。その翻訳機の購入に当たりましては県補助金ICT化推進事業費補助金24万5,000円を財源としております。

続いて、67ページ備考下段にあります子ども・子育て支援事業144万2,900円につきまして、10節需用費、修繕料18万7,000円については都市公園以外の神社境内などにある児童遊具の修繕料になります。今回は八雲神社境内にあります鉄棒の砂場枠、ゴムチップの被覆修繕料になります。

続いて、68ページ、12節委託料、児童遊園地遊具点検委託料49万5,000円は神社境内などに設置された34か所にある児童遊具について保守点検するための経費です。遊具による事故が全国的に発生していることから、令和6年度より国交省及び日本公園施設業協会が示す基準に従い有資格者による点検を行うこととしたため、令和5年度より増額となっております。また、点検については隔年での実施とし、次回は8年度に点検を行う予定としています。

続きまして、14節児童遊園地遊具撤去等工事請負費46万900円について、三本木薬師堂等の児童遊具が老朽化により、また地域からの要望もあり撤去を行なったものです。

次に、18節負担金補助及び交付金30万円のうちフードパントリー事業等補助金で市内で支援を必要とする子育て家庭に対し、企業や家庭から提供を受けた食料品を配布するフードパントリー事業を実施する市内2団体に5万円ずつを支援したものです。

また、こども食堂運営事業補助金として市内において経済的支援を必要とする家庭へ食事を提供し多世代と一緒に食事をし交流する事業として、市内4団体に5万円ずつ支援を行なったものです。

続きまして、68ページ下段にあります第2目児童措置費につきまして、児童保育課の主なものとして保育所入所に係る費用や民間保育施設に対する児童運営費委託料に関するものがございます。

初めに、保育所措置関係経費12億5,147万4,818円につきまして申し上げます。令和5年度の比較では1億3,518万13円の増となり、公定価格引上げによる影響が主な理由になります。

12節委託料12億5,116万5,768円がこの事業の経費のほぼ全てを占めております。その内容は市内外の民間保育園及び認定こども園の保育に係る児童運営費並

びに保育料のコンビニ収納業務の委託料となっております。

続いて、69ページ備考下段にございます幼児教育関係経費3,356万1,542円について申し上げます。

幼児教育関係経費は幼児教育無償化に伴う幼児教育関連の経費であり、その主なものは18節負担金補助及び交付金3,353万9,167円でございます。内訳といたしますと、幼稚園における保育料分として子育てのための施設等利用給付金3,197万7,915円。幼稚園に通っている児童の保護者で年収360万円未満の世帯の方及び第3子以降の子どもを対象に副食費を免除した分として、実費徴収に係る補足給付補助金110万2,852円。市内にある幼稚園に通園している児童1人当たり月額200円を支給する私立幼稚園児童育成費補助金45万8,400円でございます。

続きまして、71ページ備考中ほどにあります児童福祉施設一般経費になります。

第3目児童福祉施設費、公立保育所の管理運営の経費でございます。

児童福祉施設一般経費2億656万9,748円をご覧ください。令和5年度比較では4,025万4,163円の増、会計年度任用職員の人件費2,676万7,818円の増及び幼児保育室運営業務委託料1,150万8,000円の皆増になります。

1節報酬から8節費用弁償までは会計年度任用職員の雇用に要するもので、公立保育所に勤務するパートタイムの保育士9名、看護師1人及び児童保育係を担当する事務補助員1人及び公立保育所にフルタイムで勤務する保育士17人に係るものです。

続いて、72ページ、10節需用費2,396万46円のうち主なものは消耗品のほか保育所を運営するために要する電気料及び給食に係る賄い材料費になります。

続いて、12節委託料6,295万9,990円につきましては公立保育所の給食提供業務や清掃業務などの保育に不可欠な各種業務に係るものになりますが、そのうちメール配信システム改修業務委託料11万円については令和6年度から携帯アプリへ変更となり、さらに機能を追加する改修を行いました。ほかに、令和6年度から事業開始となりました病児保育室運営業務委託料1,150万8,000円が新しく委託料に追加されております。

続いて、73ページ、14節工事請負費197万760円につきましては第1保育所2階ホール床上張工事93万9,400円、空調機移設管工事13万2,000円等になります。

続いて、17節備品購入費34万4,270円につきましてはベビーカーや園児用テーブル、三輪車など通常の保育に係る備品を購入したものです。

18節負担金補助及び交付金694万3,199円につきましては県保育協議会をはじめとする県内自治体構成員となる協議会の負担金のほか、防火管理者や喀たん吸引等の研修など、保育所の運営に必要となる研修会参加のための負担金でございます。なお、この児童福祉施設一般経費の特定財源には保育料がございます。

続いて、73ページ備考下段にございます公立保育所再編事業2億9,864万9,276円につきましては第六保育所、第七保育所について羽生市公共施設個別実施計画に基づき令和7年度から新設保育所に再編するための経費となっております。

次のページ、74ページです。

主なものとしましては、12節委託料1,410万5,300円につきましては新設保育所新築工事監理業務委託料1,265万円、開発変更許可申請図書作成業務委託料143万円、夜間警備委託料2万5,300円に要するものです。

続いて、14節工事請負費2億7,592万2,000円につきましては新設保育所新築工事の前払金を除き、前払金は5年度決算にてご報告いたしましたが、残り2億7,590万円の支払い及びネットワークサービス工事2万2,000円でございます。

17節備品購入費820万1,960円につきましては、組立て式の園児用プール、高さ調節テーブル、食器類、カーテン類、業務用冷凍冷蔵庫などを購入いたしました。第六、第七保育所で使用していたものを移設活用しつつ食器など使用に耐えないものについては入替え、新たに購入させていただきました。

74ページ、続きまして、第4目学童保育施設費、公立学童保育室の管理運営費及び民間学童保育施設への委託料などの経費について申し上げます。

学童保育施設一般経費1億7,297万3,638円をご覧ください。令和5年度比較では4,730万7,937円の増、会計年度任用職員人件費2,725万4,121円の増となっております。1節報酬から8節旅費、費用弁償につきましては、会計年度任用職員の雇用に要した経費であり公立の学童保育室に勤務する指導員に係るものとなっております。

次に、次のページ、12節委託料5,748万3,455円のうち上から2項目め放課後児童健全育成事業委託料5,657万9,200円につきましては民間学童保育室の児童を保育するための委託料となっております。令和5年度との比較では、

1, 643万2, 800円の増、補助基準額の上昇及び須影学童クラブ1支援単位の増によるものとなっております。

続いて、76ページ、14節工事請負費519万3, 892円につきましては、羽生東学童整備工事431万3, 980円、防犯カメラ設置工事87万9, 912円になります。羽生東学童整備工事分につきましては、埼玉県放課後子ども環境整備促進事業費交付金を充当しております。ほかにも防犯カメラ設置工事分については保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金を充当しております。

続いて、17節備品購入費164万5, 541円の主なものにつきましては羽生東学童保育室を開設するために用意した備品になります。主なものは折り畳み座卓テーブル26台、25万9, 896円、児童用おもちゃ15万2, 603円、物置16万5, 550円、げた箱33万3, 960円等になります。そのほか令和6年度末に終了した民間学童クラブより児童用ロッカーや職員ロッカー、本棚、おもちゃなどを譲り受けたのと廃校となった小学校備品よりテレビやDVDプレーヤーなど移設しております。

18節負担金補助及び交付金62万1, 960円につきましては、補助金では放課後児童クラブICT化推進事業費補助金59万4, 660円は民間学童クラブへノートパソコンや翻訳機の導入のための費用の助成を行いました。国3分の1、県3分の1、県補助金ではICT化推進事業費補助金を財源としております。

最後になりますが、22節償還金利子及び割引料につきましては学童保育料還付金8, 000円になります。これは令和5年度に収納した保育料に対する還付金になります。年度内に集金し過ぎた過誤納金は歳入により還付を行いますが、年度が替わったことにより歳出での還付となっております。この学童保育施設一般経費の特定財源には学童保育料がございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中島直樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 67ページの地域子育て支援拠点事業、こどもひろばということでお話がありました。利用状況を見ると令和5年は8, 173人、令和6年は9, 298人と増えている状況です。状況としては結構混雑しているのか、結構待っている人がたくさんいるような状況なのか、こういった状況になっているのかをお伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こどもひろばですが、令和6年度までの状況ですと1時間の利用の範囲で利用していただいておりますが、もっと利用時間を長くしてほしいというお声がありましたので、今年度から平日は午前中、午後と2時間半ずつの利用に利用時間を延長をしました。ただ1回当たりの利用人数の上限については40人までとしているので、その範囲内でのご利用ということになっております。

先日見に行ったところ比較的多く人数はいらっしやっていて、2時間半の間ですが十分遊び切ってお帰りになっているという状況で、40人を超えるという時間は今のところないということで伺っていますので利用に満足いただいている状況かと思えます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 利用者の声というのは結構、今満足しているということだったんですけども、どういった声が出ているのか。結構何か遊具をもっと増やしてほしいみたいな声も聞いたりするんですけども、何かアンケートとかを取ってどういった声があるんですか、お伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 アンケートにつきましては常設で置いてありまして、アンケートを書きたいという方はここからどうぞということでご用意をさせていただいております。先ほど申し上げたとおり昨年度までの1時間の利用枠のときでは、来て1時間でそろそろ帰らないとということで、まだほかの子は遊んでいるのに自分だけ帰るということで、もっと遊ぶと子どもが泣いてしまうというお話をされる方がいらっしやいました。現状としては、平日は2時間半までの利用となっているのでアンケートを書く方は減っているそうです。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 68ページの児童遊園地遊具点検委託料と撤去等工事請負費なんですけれども、この点検の内容を教えてください。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 点検につきましては、34か所、遊具数で104基、遊具でブランコや鉄棒がありまして、そちらの全箇所を回って、規定に合うかどうかということの確認をしています。その点検結果について判定ですぐに使用を中止したほうが良いと

いうものから、安全の指数上安全というものとありまして、遊具自体は、おおむね昭和の時代に建てられた遊具がほとんどですので、老朽化が進んでいるという状況で報告をいただいております。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 その老朽化になっていると言われる遊具の修繕とかというのは今これから対応があるのでしょうか、検討しているのでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 先ほど申し上げたとおり遊具が104基ございますので、危険度の高いものについては使用禁止という札を貼らせていただいて利用しないようにということで促しております。基本的には危険と判断しているものは修繕というよりは撤去の方向に進むというような状況になっております。また、撤去に当たっては自治会の皆様からのご意見をお伺いして利用の状況ですとか、そういった内容を加味して修繕または撤去の工事ということで進めさせていただく予定としています。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 この下の撤去等工事請負費はその点検によって撤去されたものということでよろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おおむねそのとおりですが、自治会からの要望もありますので今回3か所工事を行なっておりまして、川俣地区と藤井上組地区と村君地区から1か所ずつ撤去の依頼がありまして撤去させていただいた工事費の総額が46万900円になっております。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 69ページで、委託料のところでは児童運営費委託料約12億5,000万円市が負担して出しているわけですが、これは民間保育園等に委託料として払っているということですが、これがどうやって使われたということは市としては把握しているのでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童運営費委託料ですが、公定価格として国で決められた委託料の単価がありますのでその施設ごとの定員の人数に対して委託料の金額が変わってき

ます。一番高くてもゼロ歳児、乳児の方が1人当たりお預かりするのに約18万5,000円くらいになります。乳児は職員の配置基準としても子ども3人に対して1人の職員を設置しないとならないので、基本的には職員の人件費の部分と、あとは運営費そのほかの運営に係る費用に充てられているという認識でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 という認識ということなので、払ったら払いっ放しであとは民間の保育の施設、法人に仕様はお任せですと、もう何に使っちゃってもいいですよというふうにとられかねないんですけども、これ正直金額が多額なので、国から法定で決められた金額を市としては委託料として払っているけれども、ちゃんとそれが市側が思っていたとおりに運営されているかどうかという確認はしていますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今施設型給付として各園に委託をお願いしているところではありまして、およそ3年に1回施設監査を実施し、本年度も羽生市の民間園6か所につき4か所羽生市内で当たっております。先日、民間保育園のほうに伺わせていただき、運営費や給付費の使途などそういったところも県と一緒に施設監査では伺って指導をしているところで、適正に運営していると確認しております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 3年に1回監査で入っているということなので、適正に運用はされていると私も思うんですが、もう一つちょっと園に対しての委託料、補助というのを行政が多額にやっているわけで、ちょっと確認なんですけれども、これ分かればいいんですけども、羽生市が運営している保育園の職員さんの平均給与と、委託をしている、委託料を払っている民間の園の職員さんの平均の給与の差というのはどれくらいあるかということとは把握していますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 平均については把握はしていません。今年度からはここd eサーチという国のシステムがありまして、経営状況を報告する仕組みが整い、今年度からはそのシステムを用いて公表することになっています。

この中には、職員の人件費に係る部分も通常の財務諸表だけでなく公表することになっておりますので、そちらで人件費の割合ですとかその内容は確認することができます。経営状況を明確に公表する仕組みが整っておりますのでそちらで確認させていただけれ

ばと思います。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

今、今年度から分かるということなので、ぜひしっかり確認していただいて、補助を出して委託しているところの職員さんのほうが市の職員よりも人件費が安いという、ちょっと問題があるかと思うんですよ。ぜひ保育園の先生方も子どもたちも民間に出そうが公営に出そうが同じレベルの同じ保育を受けられる、そして、そこで働く人たちも同じレベルで仕事ができるというのが、本来の委託して補助金を出しての趣旨だと思うので、その辺をしっかりと今後も見据えていただいて運営していただければと思います。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 病児保育室の運営のところ、72ページの右下に病児保育室運営業務委託料1,150万8,000円ということで、附属資料を見ると、はねの家の利用者が206人ということになっています。予算では、500人から600人ぐらいを予定していますよということだったと思うんですよ。それに対しては206人は結構少ない状況になったということ、差はどう捉えているか。この点についてお伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 令和6年度については206人ということの利用者となりました。この令和6年度中の6月には手足口病がはやった時期でした。また、秋にもインフルエンザがはやった時期はあったんですが、やはり利用人数としてそれほど伸びていません。今年度については昨年度の同時期よりは10人程度増えている状況ではありまして、利用したいときに利用できるということがベストだと思っておりまして、周知活動にもう少し力を入れ、子育て応援アプリなどで周知して、利用したいときに使えるようにご案内をさせていただきたいと思っています。

単純に利用する、しないというのは、自分の子どもさんが病気ということで面倒を自分で見るという方が多くいらっしゃるのかなということでもあり、お仕事を休めないような緊急的なところではあると思いますので、そういう制度があるということの認識を皆さんに広めていくということを考えていきたいと思っています。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 現状の周知というのはどういった周知をしたのかというのを伺えますか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 令和6年度の4月から、はねの家がオープンしております、小学校と保育園、幼稚園も含めチラシを配らせていただきました。そのほかにホームページで公開、公表をしております。

また、今年度についてもまた改めて周知をしていくこと、あと子育て応援ブックにもチラシを載せておりますので、今後とも周知を図っていきたいと思います。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 確認なんですけれども、園を通じて一度は保護者の方に渡っているはずということで認識はよろしいですか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 そのとおりです。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 65ページの人手の問題について、確認でありますけれども、新卒の保育士の就職準備金貸付事業負担金14名分と、県が15万円で市が5万円という合計20万円、2年間働いた方についてはその貸付金が無料になるというこの14名については、引き続いて仕事に着手しているのかどうか。あるいは、最近では1年もたたないうちに辞める職員が民間等を中心にかなり多いのでありますけれども、この辺の状況というのはいかがなんでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 最近、毎年2名程度の返還が発生しているということでありませう。例えば、昨年度は9人、その前の令和4年度は12人の方が利用していたんですが、毎年度2名ずつということは一定数2年間お勤めができなくて返還に生じたというところはあります。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 その場合その20万円は貸付けということでありませうけれども、途中で中途でお辞めになった場合にはその当事者から返還を求めるんですか。それとも、市が県の分も含めて負担をするというか、貸付金の支払いについては、本人に請求をす

るのか、あるいは市が貸し付けた分を代納して払ってしまうのかという、その辺どうでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 この事業自体が県で行なっているもので市も賛同してというところでした、県社協のほうで一括して委託で行なっております。そちらからの返還の手続ということになっております。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 県社協が県に代わってこの貸付事業の当事者になっているわけですが、20万円を新卒保育士に貸し付けるということなんでありますけれども、中途でお辞めになった場合にその新卒保育士にその20万円を請求するのか。あるいは、市が代わって負担してしまうのかどうかというのですけれども。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 県社協のほうで請求を行なっておりますので、市のほうはこの制度を利用するということの、1人当たりの5万円というところになっております。その後の返還に関わるものについては市のほうでは関わってはおりません。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 職務を交代します。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 病児保育なんですけれども、実際500人ぐらいを見込んで、200人ちょっとしか利用実績がない。私は病児保育なんかはなくて世の中が成り立てばそれが一番だと思って、病気のとときに子どもが親と一緒にいる、または祖父母と一緒にいる、家族と一緒にいるというこういう社会的環境が整うことのほうが重要だと思っていて、病気のとときに親から離れないといけない、しかも未就学だったりとかという子どもが離れなければいけない、そういう環境がないほうがいいという思いなんだけれども、実際、理想と現実とは別な話で、そういったことから病児保育ができました、ニーズがあっただけでできたということなんですけれども利用が少ない。周知という話がありましたけれども、なかなか行ったことがない人、病児保育に、羽生総合病院に行ったことがない人はその

現場を自分の目で見ないと、なかなか安心して預けるという気にも親としてはならないのかなという印象があったりとかするんです。

幾らホームページで、広報で、紙面で渡しても、なかなか不安がっている親がいないのか、いるんじゃないのかなという点が1点、それが行政としてどういう見解なのかというのと、あと、もう一つ、利用者が少ないほうがこれはいいんです、いいんだけど、利用しづらい環境に、もしかしたらあったりとかしないかということに対して行政としてはどう認識されているのか伺わせてください。

○柳沢 暁副委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 はねの家の利用に当たっては事前に登録を行うことになっておりまして、元気なうちにかというか、お子さんと一緒に現地に赴いていただいて、そちらにおります看護師、保育士のほうと顔合わせをして、既往歴を記録として面談をして確認、登録が必要になりますので、それをまず行なっていただくのが前提でのご利用になります。事前登録し、いざ体調が優れないということで利用をする際には、病院に行きまして、こういう病気でという内容の意見書を持って実際に利用したい日に行っていただくというような流れになっております。

利用に当たっての不安がどうかということでは、感染症の場合は隔離部屋をご利用いただくということになりますし、あとは、環境としても事前登録の際に施設の様子を見ることができますので、お部屋の様子ですとか、利用の内容についても保育士や看護師とよくお話をしていただいて、事前に利用に当たっての状況を確認していただくということが必要になります。事前登録の手続をしていただくのが1個目のハードルになのかなと思います。

あとは、感染症の場合でもは利用できる場合はありますので、そういう場合にも施設の利用をしていただきたいとして設置しておりますので、周知の方法もあらためて検討する余地はあるのかなと思っています。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 その辺も含めて、利用がないのがいいんだけど、利用したい人が利用できるように利用しやすいようにというのは、行政でもちょっとやっぱり検討する必要があるのかなと思うのでその辺お願いします。

最後に1点、簡単な話なんですけれども、こどもひろば、感染症、コロナ禍では市外の人は受けませんといって、かなり激しい苦情が私のところに届いたことがあったんで

すけれども、今、実際問題、市外の方の利用というのはどうなんですか。

○柳沢 暁副委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こどもひろばは、市外の方も結構利用はあります。屋内であるのと駐車場も屋根のあるところなので、この夏場でも市外の方も結構ご利用いただいております。

○中島直樹委員 承知しました。以上です。

○柳沢 暁副委員長 委員長に交代します。

○中島直樹委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 開議

○中島直樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、健康づくり推進課所管部分について、課長より説明を求めます。お願いいたします。

健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の本間です。よろしくお願いたします。

また、本日同席しております職員を紹介をいたします。

健康づくり推進係長の齋藤です。

○齋藤知宣健康づくり推進係長 齋藤です。よろしくお願いたします。

○本間健史健康づくり推進課長 それでは、着座にて説明いたします。

決算書別冊1の80ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費のうち、健康づくり推進課所管部分について申し上げます。

初めに、保健衛生総務一般経費1,329万5,525円のうち主なものについて申し上げます。

1 2 節委託料 1 6 万円は年末年始の休日歯科当番医の委託料です。

1 3 節使用料及び賃借料 3 1 6 万 1, 4 0 0 円は健康管理システムの使用料です。

1 8 節負担金補助及び交付金です。負担金の主なものにつきましては、在宅当番医制運営費負担金 1 3 1 万 3, 0 0 0 円は羽生市及び加須市において日曜日、祝日及び年末年始の医療を提供する事業に対する負担金です。委託先は北埼玉医師会です。

次に、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会 2 3 万 2, 0 0 0 円は、埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワーク・とねっとの運営に係る負担金で令和 6 年 9 月末に協議会を解散し同事業を終了しております。

次に、東部北地区第二次救急医療病院運営費負担金 3 6 7 万 7, 0 0 0 円及び東部北地区第二次小児救急医療負担金 1 9 1 万円は羽生市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町の 6 市 2 町で圏域内救急病院が行う第二次救急体制事業に係る費用を負担するものです。

次に、補助金の主なものにつきましては、外国人未払医療費対策事業補助金 1 3 3 万円は公的医療保険が適用されない外国人患者の未払医療費が医療機関の負担になっていることから、医療機関に対して県と市で 2 分の 1 ずつ医療費の補填を行う事業で、令和 5 年度に発生した未回収金を令和 6 年度に医療機関に支払ったものです。

なお、市が医療機関に支払った額の 2 分の 1 の 6 6 万 5, 0 0 0 円が県補助金として入ってきておりまして決算書 1 3 ページに記載しておりますので後ほどご確認ください。

次に、8 1 ページをご覧ください。

交付金のがん患者ウィッグ等購入費助成金 1 3 万 8, 0 7 8 円は、ウィッグや胸部補正具等の購入実費額の 1 万円を上限額として 1 4 人に交付したものです。

次に、健康教育事業 5 9 万 9, 2 9 0 円の主なものについて申し上げます。

1 3 節使用料及び賃借料の歩数管理アプリ使用料 4 0 万 2, 6 0 0 円は埼玉県が提供するウォーキングアプリ、コバトン ALKOO マイレージの使用料になります。スマートフォンにアプリをダウンロードし歩数を計測することでポイントをためて景品が当たる仕組みとなっておりまして、羽生市では令和 6 年度末で 4 4 2 人が登録しております。令和 6 年度の登録者、平均歩数等の評価結果では県内で同アプリを使用している 4 0 市町中 2 6 位で 4 0 万円の交付金が入ってきております。なお、1 位は神川町で 2 0 0 万円が交付されております。

次に、8 2 ページをご覧ください。

第2目予防費のうち健康づくり推進課所管分について申し上げます。

まず、予防事業1億3,058万7,055円の主なものについて申し上げます。

12節委託料7,614万1,248円は予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチンや高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌などの予防接種の実施に係る各医療機関への委託料です。接種率等は決算附属資料に掲載しておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

次に、83ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の負担金5,245万6,572円は新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金で、羽生市において新型コロナウイルスワクチンを接種して健康被害を受けた方への給付金として2名に支払ったものです。全額が国庫負担金となります。

次に、健康診査事業5,170万2,948円の主なものを申し上げます。

1節報酬107万8,500円は各種検診や予防接種に係る管理のための会計年度任用職員1名の報酬です。

10節需要費354万252円の主なものは各種がん検診の受診票等の印刷製本費351万4,335円になります。

11節役務費424万2,661円はがん検診の勧奨用はがき及びがん検診推進事業の郵便料です。

12節委託料4,194万5,090円の主なものはがん検診委託料3,551万5,896円は、医療機関及び集団検診で実施する胃がん、乳がん、肺がん、子宮頸がん、大腸がん等の委託料です。

基本健診等委託料287万2,850円は20歳から39歳までの健康診査が受けられない方及び40歳以上の生活保護受給者等を対象に実施した基本健康診査及びB型・C型肝炎ウイルス検査に対する医療機関への委託料です。

成人歯科健診委託料282万2,280円は歯周病の予防や歯の健康状態の確認を実施する医療機関への委託料です。

次に、84ページ、健康相談事業について申し上げます。

12節委託料52万5,000円の主なものは精神科医師や臨床心理士による、こころの健康相談委託料38万1,000円です。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,265万3,660円の主

なものについて申し上げます。

22節償還金利子及び割引料1,180万2,000円は令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の額の確定による精算金になります。

次に、85ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業151万5,283円の主なものについて申し上げます。

22節償還金利子及び割引料139万5,273円は同じく令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の額の確定による精算金になります。

次に、87ページをご覧ください。

第3目保健センター費のうち職員人件費を除いた、保健センター一般経費の主なものについて申し上げます。

10節需用費160万190円の主なものは保健センターの光熱水費・電気料136万7,086円です。

12節委託料127万8,665円は施設の設備機器や夜間警備等に要した経費になります。

13節使用料及び賃借料130万1,518円は保健センターの駐車場として借用している土地の借上料です。

14節工事請負費101万2,000円は物価高騰による電気料金の抑制対策として保健センターの照明のLED化工事を行なったものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

松本委員。

○松本敏夫委員 今説明がありました新型コロナの負担金の約5,200万円から上がっているわけですね、これは今現在の定期健診、予防接種を定期的にやっているのか。それが1点と、負担金というんだからいわゆる補助的なもの、健診の場合は出るのか出ないのか。これ予防接種のほうでしょうから、その2点がどのような形になっているのか。

○中島直樹委員長 課長。

○本間健史健康づくり推進課長 新型コロナの予防接種につきましては、臨時接種として令和5年度まで国で実施していました。令和6年度からは65歳以上の方の定期接種と

いう形になりましたのでインフルエンザの予防接種と変わらないという形になっております。

ただ、自己負担金が令和6年度は3,260円で済んだんですけれども、今年度は来月10月から始まりますけれども国からの補助金がなくなりますので、1万1,800円が自己負担金ということで、今月号の広報にも掲載をさせていただきました。コロナも収束してきたということで接種率自体は対象者が65歳以上だったですけれども16%の方が接種と、令和7年度はさらに自己負担が1万円を超えてくるということになりますので、さらに接種率は落ちるかなというふうに思っております。

2点目の診断というのは。

○松本敏夫委員 それが1点と、2点目、その約5,200万円の関係なんだけれども、ちょっと枠から外れるかもしれないけれども、その薬というのは、1年間有効なんですか、1年間ですか。

○本間健史健康づくり推進課長 すみません、5,200万円というのが、恐らく予防接種被害者給付金のことが5,200万円。

○松本敏夫委員 これは人数をやっぱり想定しているわけですよね。

○中島直樹委員長 人数は想定していますかの問いに対して、健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 コロナウイルスの予防接種につきましては人数は想定しています。令和6年度は約1万6,000人に対して約50%をまず想定していたわけなんですけれども、実際は決算附属資料にもあるんですが、実際に打ったのが2,834人で16%です。大体8,000人を想定していたところが2,800人ぐらいだったと。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 薬の有効期限もその年数ですか。1年間、枠外になるかな、この話は。だけれども、ちょっと参考に。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 薬は前コロナがはやっていて、集団での接種とかを市民プラザとかでやっていたときは、市役所に物すごい冷える冷凍庫があって、市から供給していたんですけれども、コロナが終わった後は各医療機関が製薬会社から仕入れるというような形になっています。多分どこの医療機関も予約をしてコロナの予防接種をしたいということを言わないといきなり行って打ってもらえるものではないと思うんです

よ。ということなので、それぞれの医療機関が製薬会社から仕入れるというふうな形で変わっております。

以上です。

○松本敏夫委員 はい。

○中島直樹委員長 ちなみに、そしたらその冷凍庫とか残った薬というのはどうなっているんですか。

○本間健史健康づくり推進課長 残った薬は医療廃棄物として廃棄をしまして、フリーザーについては、急速冷凍機に関しましては国から市のほうで処分していいよというところで、ほかの市町村では本当に廃棄して捨てちゃったところもあるんですけども、羽生市は観光プロモーション課にお願いして市内の事業者で使ってくれる所を募集して全てを引き取っていただきました。

○中島直樹委員長 ちなみに、廃棄した薬剤というのはどれぐらいあるんですか。どれぐらい仕入れて、どれぐらい来て、どれぐらい打って、どれぐらい残ってというのは全く分からないですか。

○本間健史健康づくり推進課長 すみません、数は把握しておりません。

○中島直樹委員長 把握しようもないですか。

○本間健史健康づくり推進課長 多分調べればどれだけ入ってきてどれだけ供給したかというのは分かると思うんですけども、今ちょっと手持ちの資料ではありません。

○中島直樹委員長 ちょっとその後で口頭で構わないので、ちょっと興味がありますので。

○本間健史健康づくり推進課長 調べさせていただいて、明日の朝一に入らせてください。

○中島直樹委員長 あしたの朝一じゃなくても大丈夫です。あした、あさってでも。ちょっとすみません、興味のあるところで、すみません、お願いします。

ほかに質疑はありますか。

川田委員。

○川田真也委員 80ページが一番下の外国人の医療費未払いの問題なんですけれども、昨今、羽生市だけじゃなくて、全国各地で治療を受けたらいなくなっちゃって医療費だけが残っちゃったという問題が、同じような問題が羽生市でも、起きていたんだというふうに思いました。

これ133万円なんですけど、半分は国が、半分が羽生だということなので、実際のところはこの倍の金額の未払いが羽生市で起きたという理解でよろしいのでしょうか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 こちらにつきましては実際に費用の総額は557万1,580円であります。そのうち返済された額が6万5,000円、未収金が550万6,580円で、この費用に関しましては、県で要綱をつくってしまして、羽生市も要綱をつくって、外国人を助けるためというよりは未払いが起きちゃった医療機関に補填するためというのが目的になっていますので、その要綱の中では上限が210万円になってまして、そこからいろいろ差引いて133万円というのが上限。その後、県と市で折半するというふうな形になっています。

ですから、実際の未払いはさっき言った500万円以上かかっているということになります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 詳しくありがとうございます。こんなにあったんだとびっくりしちゃったんですけども、これは行政に今後どうするのかという話じゃないかと思うんですけども、ただ、実際のところ557万円未払い、未収金の案件が年間で起きちゃっているということで市としても無視するわけにはいかないと思うんですよ。

今後こういう事例を減らすために、病院自体はもっと考えているかと思うんですけども、羽生市としても何かこういう対策があるんじゃないかというようなものが考えがあるのかどうか教えていただければと思うんですが。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 こちらは、すみません、私の説明が悪かったんですけども、この500万円以上というのは1件なんですよ。何人も何人も積み重なっての500万円ではなくて、皆さんも外国に行くときに万が一、向こうで疾病にかかっちゃったらとか保険を掛けていくと思うんですけども、外国の方も本来は日本に来るときに保険を掛けて来ていただければそれで病院にかかったときは保険で払えるわけなんですけれども、その保険に入らずに外国からたまたま羽生に住んでいる息子のところに遊びに来たときに脳梗塞になってしまって、病院で手術を受けたと。無事退院をされてそのまま帰ってしまったというので、息子がその分補填しますよということで月々払いますよということになっているんですけども、払っているというような様子がなくて、それで県の要綱に引かかる案件だということと羽生市に来年予算措置してくださいねというところでの事業なんです。

ですから、毎回毎回、毎年毎年これが起きているかといったらそうではなくて、たまたま令和5年度の案件で令和6年度に払いましたけれども、その前は平成25年に起きて以来なので、そう頻繁に起きている案件ではないということになります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。1件でということで、高額医療が起きたんだけど、保険に入っていなかったということなので、私も海外旅行に行くときにいろいろ調べて行ったんですけども、調べていくことがあったんですけども、国によってはカード決済では保険が下りないよとかそういう国もあるんです。例えば、この辺だと香港とか台湾とかもそうだった、現金で払ってくれば帰ってきて保険請求できるけれども、クレジットカードで払っちゃったら保険請求駄目ですという保険会社が日本の保険会社も結構あるんです。特に、例えばゴールドカードとかプラチナカードだとかに付随している海外旅行保険があるんですけども、それは結構そういうのが多いんですよ。だから、もしかしたらその人もカードで払ってっちゃったんですけども、でも、あれか、払っていないんだよな。カードしかなかったので払えないで帰っちゃって、後から現金とかと思ったけれども、いざ請求が来たらとんでもないのでというのものもあるかもしれないので、そういうところを、例えば外国の人が来て払う意思はあるんだけども、払えないんだというときの対応だとかというの、やっぱり市としてこういうふうにすればいいですよみたいな何か一つあれば親切なのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 この事業自体は埼玉県が行なっている事業でして、こういう案件がありましたというのを病院から県に上がっていく、県からその事業に参画している市町村に負担として半分出してねというような、そういうような流れになっているので、そういった部分で埼玉県と意見交換するような場面がありましたら、話を聞いてみたいかなと思っております。

以上です。

○川田真也委員 分かりました。以上です。

○中島直樹委員長 西山委員。

○西山丈由委員 先ほどの件は決算書を見れば分かるんですか。

〔「そうです、人数等分かります」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員 86ページで母子健康診査事業ですか、そのうちの委託料の新生児聴覚検査委託料117万2,000円について、検査を受けた新生児数と検査で異常が発見されたケースがあったかどうかということは分かりますか。

○中島直樹委員長 課が違った。

○本間健史健康づくり推進課長 母子保健はこども家庭課になりますので。

○中島直樹委員長 今度はそっちですか。所管が違うけど、すぐ出ますか。

○稲田信一こども家庭課長 受診者は240人、決算附属資料に載せております。

検査の結果までは病院から市には上がってきませんので、情報はございません。

○西山丈由委員 失礼しました。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 説明でもあった歩数管理アプリの件です。コバトンALKOOマイレージということで1位だと200万円入ってきて、羽生市は26位だと40万円ということだったんですけれども、そのほか2位とか3位とかどういう状況になって、幾らぐらいなんですか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 1位は先ほど申しました神川町200万円、2位が三芳町175万円、3位が坂戸市150万円、4位が上尾市125万円、5位が蕨市100万円、6位から10位が同じく80万円と和光市、東松山市、8位が草加市、9位が小鹿野町、10位が毛呂山町、隣の加須市は羽生市の次の27位で同じく40万円です。行田市はその評価の中には入っておりませんで、恐らく今年度令和7年度から参加するというふうな話を聞いています。

以上です。

○中島直樹委員長 自治体の名前を聞くと何か傾向が分かりづらいですね。田舎なのか、都市なのかとか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 そういった情報というのは県のホームページとかに載っていて詳しく載っているものなんですか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 アプリの登録者と、登録だけして実際歩かないという人

も当然いるので、登録者とアクティブ者というのと、あとは、平均歩数というのが各市町村ごとに毎月送られて来て、年度ごとにそのアクティブ率と平均歩数とかの順位が出るわけなんですけれども、それはホームページには特に出ていなくて市町村にその結果がメールで送られてくるというような感じになっています。なので、皆さん、アプリ登録よろしくお願いたします、ぜひ。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 83ページの右下のほうに11節委託料の骨粗鬆症予防検診委託料というのが46万1,540円ということであるんですけれども、予算のほうだと75万2,000円で、執行率も61%で何か前年度よりも減っていて、そういうのが減っているというのはどういう理由で減ってきているのかということをお伺いたします。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 落ちている理由は分からないんですけれども、申込みが実際は少なかったというところで、皆さんのお宅にもがん検診を受けませんかというのがカラー刷りでいっているかと思うんですけれども、あれと一緒に骨粗鬆症の受診もできますよということやっていて、毎年、年2日やりますよというところで周知もしております。年度ごとにもしかしたらばらばらなところもあるかもしれないですけれども、ちょっとその辺の周知をもう少し分かりやすく、お隣の加須市がそういう検診関係では先進地で、そのお知らせなんか工夫しているというところもありますので、羽生市でもその辺を見習いながら受診につながるように工夫をしていきたいと考えております。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 がんのウィッグ等の助成なんですけれども、去年から始まって、おとしでしたか。

〔「去年から」と呼ぶ者あり〕

○昆 佳子委員 去年から始まって14名でしたよね。結構といたらあれ何ですけれども、そこに申請が多いかなと思うので、今年度はこれは分からないと思うんですけれども、今の時点では何名ぐらい申請があるのでしょうか。

○中島直樹委員長 健康づくり推進課長。

○本間健史健康づくり推進課長 今年度予算自体は18万円を取っておりまして、今現在で12名が申請しております。ホームページは当然載せているんですけども、広報誌では去年1回載せただけなんですけど、伸びている理由とすると、医療機関のほうからそういう助成がありますよということで紹介をされて来られる方が多いですので、今の時点でもう12名ということで今年はちょっと予算自体も足りなくなって流用をかけるかなというふうに予測しています。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに。

予算がいっぱいになっちゃったから頭打ちというんじゃなくて希望者には全員だという。

○本間健史健康づくり推進課長 そのとおりで、足りなくなればほかから流用してでもお支払いはいたします。

○中島直樹委員長 心強いです。

ほかによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時44分 休 憩

午後 2時44分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時44分 散 会